

◎議 事 日 程（第 3 号）

令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 一般質問（続）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（17 名）

1 番	馬 渕 紀 明 君	2 番	佐 藤 旭 浩 君
3 番	中 村 文 武 君	4 番	河 合 克 平 君
5 番	真 野 和 久 君	6 番	山 田 門左エ門 君
7 番	吉 川 三津子 君	9 番	鬼 頭 勝 治 君
10 番	石 崎 誠 子 君	11 番	角 田 龍 仁 君
12 番	近 藤 武 君	13 番	原 裕 司 君
14 番	佐 藤 信 男 君	15 番	杉 村 義 仁 君
16 番	山 岡 幹 雄 君	17 番	高 松 幸 雄 君
18 番	竹 村 仁 司 君		

◎欠 席 議 員（なし）

◎欠 番（1 名）

◎地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	清 水 栄利子 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	西 川 稔 君	市民協働部長	山 岸 忠 則 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	田 口 貴 敏 君
健康子ども部長	人 見 英 樹 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	長谷川 努
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	秋 田 郁 哉

午前 9 時30分 開議

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1 ・ 一般質問

○議長（近藤 武君）

日程第 1 ・ 一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、質問順位 8 番の 2 番・佐藤旭浩議員の質問を許します。

佐藤旭浩議員。

○ 2 番（佐藤旭浩君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、私からは市の企業誘致施策について質問をさせていただきます。

昨年、西條工業団地が愛知県企業庁により開発決定をされ、地区計画の決定を得て、本市 2 例目の工業団地が実現となりました。

企業誘致は地域経済を活性化させる取組の一つであり、工場等を地方へ誘引し、都市部への一極集中経済を地方に分散することで、税収の増、雇用の機会の創出といった企業誘致がもたらす効果は大変期待されております。この効果は、市が抱える課題解決にも一助を担うものと考えられます。例えば、進学、就職を機に本市を離れていく若い方々、特に20歳代の転出超過幅はほかの年齢層に比べ大きい傾向があると思います。

企業誘致施策には、立地企業の新たな雇用機会が創出することで、本市を離れる若い方々、また一旦は市外へ転出された方々が本市へ進出された企業に関心を持ち、本市を顧みるといった機会になることも十分期待されております。実際には、本市 1 例目の南工業団地の立地企業には、市内の小・中学校の卒業生も雇用されていると伺っております。これも企業誘致の効果の一つであると考えられます。

また、愛西市は 9 割以上が市街化調整区域であり、全市街化を抑制すべき区域としての位置づけの市のほとんどで、土地利用については厳しい制限があります。

本市の 2 つの工業団地は、愛西市第 2 次総合計画では産業拠点と位置づけ、都市計画マスタープランでは産業ゾーンとして工業系の土地利用を図るべき地区として南工業地区並びに西條地区は位置づけられております。この市の上位計画と総合性を図り、防災面、自然環境及び農業と調和を保つ工業系の地区計画を定め、本市の多くを占める市街化調整区域においても適切

かつ有効な土地利用の展開が企業誘致施策に図られていると考えます。

一方で、今回、開発決定をされた西條工業団地周辺には市江小学校があり、児童の通学路もあります。この西條工業団地の造成工事をはじめ、各企業の建設工事、やがては操業となり、全国から企業関係の車両の往来といったこれまでの交通環境とは大きく異なっていくことが想定されます。これらの交通環境の変化に伴い、市江小学校の児童の登下校における安全面が大変心配されております。

企業誘致に伴う周辺道路環境及び市江小学校の通学路の交通安全対策は必須と考えております。市江小学校区の児童の交通安全対策を万全に期すことが最優先すべき企業誘致施策の一環と考えます。

これらを踏まえ、私は今から市の企業誘致施策について3点お尋ねいたします。

1点目として、本市は2地区の工業団地の開発決定をかなえました。1例目の南河田工業団地と今回の西條工業団地の2地区の工業団地の創出に当たり、市の企業誘致施策の目的とその効果についてお尋ねいたします。

2点目の質問として、市街化調整区域という厳しい中で、工業団地を創出するには適切な土地利用の定めが必要であると考えられます。本市の2つの工業団地には工業系の地区計画が定められておりますが、市街化調整区域における工業団地の立地要件についてお尋ねいたします。

3点目として、西條工業団地周辺における市江小学校の通学路変更に伴う道路工事が現在も行われておりますが、通学路変更後の交通安全対策の現状の進捗状況並びに今後の計画も併せてお伺いいたします。

以上3点とさせていただきます。御答弁よろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁いたします。

初めに、市の企業誘致施策の目的とその効果について御答弁いたします。

年々、市民ニーズが多様化し、行政に求められるサービスも拡大する傾向がある中で、自主財源の確保を図ることは市にとって喫緊の課題であり、持続可能な行政サービスを提供するには安定した基盤整備を確立する必要があります。

企業誘致施策は、自主財源の確保を図る上で実現性の高い施策もあり、財政基盤の確立を目的としております。また、その効果は、企業が進出することで雇用が創出され、県外・市外の方々が就職することにより市内定住のきっかけともなり、企業が愛西市の知名度を上げる担い手の一翼になり得ることが効果と考えます。

一つの例になりますが、南河田工業団地に進出した立地企業同士が業務提携を行うといった実績もあり、周辺企業同士の発展等にも効果があると考えます。

次に、市街化調整区域における工業団地の立地要件についてでございますが、市街化調整区域は都市計画法により市街化を抑制すべき地区とされており、建築が制限されます。そのため、地区整備計画が定められた工業系地区計画を作成する必要があります。

地区計画を定める原則といたしまして、総合計画及び都市計画マスタープランにおいて産業

拠点及び産業ゾーンに位置づけられること。ガイドラインに基づき原則5ヘクタール以上のおおむね成形な区域であること、物流型の要件への適合となるインターチェンジからおおむね1キロ以内の区域、5キロ以内で接続する2車線以上の道路があること、これらが条件となります。

次に、通学路を変更後の交通安全対策についてですが、市江小学校の通学路は、西條工業団地開発区域内市道の一部が通学路となっていることから、通学路を変更いたします。市江小学校とは、これまでに協議、調整を図ってきました。

通学路変更に伴う交通安全対策は、歩道整備、ガードパイプの設置、転落防止柵の設置等を行います。今後、従来の通学路である国道155号から開発区域内に向かう市道において、歩道整備、ガードパイプの設置などを行い、安全対策を講じていきます。以上でございます。

## ○2番（佐藤旭浩君）

それでは、再質問をさせていただきます。

モニターには今、写させていただきましたが、工業団地周辺における通学路の変更点を映せていただいております。

青色の線が今現在、子供たちが歩いている通学路となっておりますが、今この青いところを歩くと、工業団地ができたときには区域内を歩いてしまうということで、この赤い線に沿って通学路は変更となっているという答弁でした。

現在、通学路の変更に伴って整備中ということですが、通学路の変更時期と児童や保護者への周知はどのように行うのか、お尋ねいたします。

また、令和7年度にも従来の通学路である155号から区域内に向かう市道において歩道整備を行うということですが、工事期間中はどのように通学路の安全対策を行うのかをお尋ねいたします。お願いいたします。

## ○産業建設部長（宮川昌和君）

通学路の変更は令和7年4月の新学期からとなり、保護者等への周知は令和7年3月の通学団会議において児童に指導し、保護者に周知を図ります。

また、通学路整備は、仮設歩道を設置し、車道側と目隠しフェンスにて分断を図り、工事期間中は交通誘導員を配置し、安全対策を徹底いたします。以上です。

## ○2番（佐藤旭浩君）

交通誘導員等を置いて安全対策をしていただけるということでしたが、この4月から新学期、新しい1年生とかも一緒に歩くとは思いますが、通学路を変更するということですが、実際に運用して気づくことなどもあると思います。この際に安全対策を継続して講じていくのかをお尋ねいたします。お願いします。

## ○産業建設部長（宮川昌和君）

変更する通学路については、実際の運用をしながら状況把握に努め、必要に応じて対応していきたいと思います。以上です。

## ○2番（佐藤旭浩君）

ありがとうございます。

私も変更となる通学路、現地に行かせていただきました。見守り隊等で子供たちの登下校の見守りを今させてもらっています。

気になる点としまして、今スクリーンに現在整備中の歩道を映させてもらっています。これは1枚目ですね、この赤い線と青い線、区域内を上がって行って東に歩いて行ってそのまま北上するこの青い線と赤い線の合流する場所の交差点になります。実際に歩いてみると、この東側に向かっていく歩道、少しずつ勾配が上がってきております。歩道と田んぼの高低差もあり、ちょっと歩道も1人で歩くと結構狭いような気がします。児童の登下校中に田んぼへの転落等、危険が生じるのではないかなというふうに思います。また、企業車両の往来についても通学路の影響が懸念されます。この高低差のある箇所の対応策と企業車両の周辺道路の運用についてお尋ねいたします。お願いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

高低差のある箇所につきましては、転落防止柵を設置いたします。企業車両は、国道155号から入り、国道155号に出るといった道路の運用となります。以上でございます。

#### ○2番（佐藤旭浩君）

市江小学校の通学路については、これまで通り慣れた通学路から変更になることで、児童にも不安があると思います。その中で、高低差のある箇所については転落防止の柵と、この位置だとは思いますが、今コーンがあるところですね、ここに設置をしていただけるということになるとは思うんですが、設置を進めていくことで安全対策に考慮していただいてありがとうございます。

また、往来する企業車両は155号線から入り、155号線へ出るという道路運用になるということで、従来の通学路、先ほど示させていただきましたこの令和7年度工事のところの出入りに車が通っていくという形になると思うんですが、それによって通学路の交通量も増加されていると思います。市江小学校はもとより、保護者の皆様からも様々な意見が寄せられることも想定しております。私のほうにも実際に耳に入ってきています。

また、先ほど答弁にもありましたが、155号線から入り155号線に出ていくというふうに、これですね、このようになっていくという話になっていると思うんですが、開発区域から東側にある県道富島津島線のほうに通り抜けをしないという形になると思います。ここは封鎖はしないということになると思いますので、運用が始まる時には業者側の方々にもしっかりと迂回ルートを周知していただけるようにしてもらって、企業誘致を進めていく中でも、やはり通学路の安全、周辺の道路の環境については十分注視をしていただきたいと思います。交通安全対策のさらなる充実を図って、必要に応じてスピード感を持って対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では次に、市の企業誘致施策について、全般的に質問をさせていただきます。

工業誘致の開発手法は、民間による開発、市による開発と様々な手法があると思います。本市は、2地区の工業団地の開発を企業庁と共同で事業を進める手法で行っております。工業団

地の造成工事における市と企業庁の役割分担並びに市が企業庁と共同で事業を進めることについてのメリットをお尋ねいたします。お願いいたします。

すみません、申し訳ないです。

また、現に稼働しておりますが、本市1例目の南河田工業団地は、おおむね年間どの程度の税収があるのかをお尋ねさせていただきます。お願いします。すみません。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

市と企業庁との役割は、市は開発区域の調査及び工業団地周辺のインフラ整備、関係機関協議、地元調整、全地権者の取りまとめ等を行います。企業庁は、造成費及び用地費といった事業費の大部分を負担し、開発行為に要する手続をし、造成工事を行います。

共同で事業を進めるメリットは、企業庁は造成費及び用地費といった事業の経費を負担し、都市基盤施設が適切に配置された工業用地が提供されます。また、企業誘致により、市には固定資産税等の税収及び雇用創出の効果といったメリットも考えられます。

南河田工業団地の税収につきまして担当課に確認しましたところ、令和6年度の課税状況では土地家屋、償却資産を合計して1億4,555万5,000円となっております。以上でございます。

#### ○2番（佐藤旭浩君）

答弁ありがとうございます。

企業庁と共同で事業を行うということで、大部分の事業費面等の負担、基盤施設が整備された土地利用、市の税収増、雇用の創出がメリットであることが分かりました。

税収が南河田工業団地で年間約1億4,600万ということで、西條工業団地が加われば工業団地の税収も簡単に言ってしまうと倍になるのではないかなというふうに考えられます。これも大きなメリットだというふうに思われます。

では次に、企業側についてお尋ねいたします。

企業庁が造成する市の工業団地に企業側が立地するメリットについてお尋ねいたします。お願いいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

企業側のメリットですが、企業庁が行う造成工事は、市が定めた地区計画に基づき、公共施設を含めた地区内の面的整備を行う開発許可をもって地区計画の内容に適合する工業団地を造成いたします。

企業は立地する土地等を探すことが不要となり、地権者との直接的な用地買収、開発許可、造成工事及び周辺のインフラ整備等が不要となります。造成工事の完了に伴い、自社の建築工事が即座に着手でき、新たな進出及び移転計画が立てやすいといったメリットがあります。また、企業立地促進条例に基づく奨励措置もあり、これもメリットの一つであると考えます。以上です。

#### ○2番（佐藤旭浩君）

企業側は土地の選定や地権者との土地の売買契約、開発許可等の手続、造成工事も不要で、すぐに建築工事が着手が可能ということは、企業にとっても大きなメリットだと思います。

市・企業側にも効果をもたらす企業誘致施策ですが、工業団地の実現に不可欠なのは、多くの地権者の協力の下によるものだと思います。地権者の皆様方の協力がなければ市の企業誘致は実現できないと思います。

本市２例目となる西條工業団地についてお尋ねいたしますが、どのような経緯を経て開発決定に至ったのか、開発決定に至るまでの経緯についてお尋ねいたします。お願いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

平成30年度に西條町を主体とした地権者を取りまとめた要望書及び地権者同意書が市に提出され、これを受理しました。

令和元年度に予備調査を実施し、以降、企業庁と協議、検討を図り、令和３年度に工業系地区計画の素案作成を行い、関係機関協議を経て、令和４年３月に企業庁の開発検討地区となりました。令和４年度は土壌調査同意書を取得し、令和５年度には全ての要件を調べ、令和６年５月に企業庁の開発決定となりました。以上です。

**○２番（佐藤旭浩君）**

ありがとうございます。

この西條工業団地は、多くの地権者の方々の協力を得ていると伺っております。

そこで、今回の工業団地における地権者は何人で土地売買契約を既に完了しているのか、土地売買契約について特別な条件があるかをお尋ねいたします。お願いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

西條工業団地の地権者は64人となり、土地売買契約は令和６年７月に全地権者の一括土地売買契約を完了しております。契約者が一人でも調わない場合は、全地権者との契約の締結が１人ともなされない一括土地売買契約にて完了をしております。地権者の方々とは、市と協議を重ね、十分な理解をいただき御協力をしていただいております。以上です。

**○２番（佐藤旭浩君）**

多くの地権者の方々には、一括土地売買契約等の理解を深め、御協力いただいたというふうには思っております。市におかれましても、この御協力いただいた地権者の方々に引き続き西條工業団地、あと愛西市に関心を持っていただけるよう、良好な関係を続けていっていただきたいと思います。

次に、改めてお伺いいたしますが、今回の西條工業団地の面積は何ヘクタールか、工業の分譲地の区画数は何区画でそれぞれ何ヘクタールか、西條工業団地内の公共施設はどのような施設があり、それが何平米なのかをお尋ねいたします。お願いいたします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

全体の面積は13.1ヘクタール、分譲地は現在５区画を計画しております。分譲地の面積は、一番大きい区画から順に約3.5ヘクタール、約２ヘクタール、約1.7ヘクタール、約１ヘクタール、約0.9ヘクタールとしています。公共施設として、調整池は地区の南北に設置し、２か所合計で約2.2ヘクタール、道路が約1.1ヘクタール、公共緑地が約0.6ヘクタール、水路が約0.1ヘクタールを計画しております。以上です。

## ○2番（佐藤旭浩君）

ありがとうございます。

こちらの企業立地の御案内というところの抜粋をさせていただいたものを、今、モニターのほうに映させていただきます。

貯水池が北側と南側に2か所設置をされるということですが、工業団地の造成に伴い、これまでは田んぼに流入する保水能力が失われることで調整池の設置は理解できますが、現実的に周辺には田んぼも多く、工業団地内の調整池を設置しなくても保水機能は保たれるのではないかなというふうに思われます。一方では、近年、集中豪雨といった雨量に直面した際に、造成が要因となり、水害の可能性を増すといった想定もされております。

また、近隣の津島市では、都市計画法第34条第12号に基づく開発手法で企業誘致を展開しており、この手法では、定められた指定区間内での開発は調整池は不要というふうに伺っております。

調整池はこれまで西條工業団地の説明会等でも多くの方が質問をされ、関心の高さを伺っております。確認の上であえてお尋ねいたしますが、調整池の設置理由と近隣自治体の本市の開発の手法の違いをお尋ねいたします。お願いいたします。

## ○産業建設部長（宮川昌和君）

調整池の設置は、開発によってもともと流入するはずであった雨水が開発区域周辺の土地や導水路に流れ込むこととなり、この雨水を、調整池を設置し、開発区域からの流出抑制を図り、周辺環境へ影響を与えないために設置をするものです。

開発手法についてですが、都市計画法第34条第12号を活用した開発手法で企業誘致施策を展開している自治体として津島市がございます。これは指定区域を定め、開発面積が5ヘクタール未満として必要な土地利用面積を造成できる手法です。この開発行為には調整池の設置は不要となりますが、指定区域内における流出抑制機能が野放しになる懸念がございます。

本市の西條工業団地、南河田工業団地及びあま市のあま方領工業団地は、都市計画法第34条第10号に基づく開発手法で企業誘致施策を実施しており、公共施設を含めた都市基盤施設の整備を一体とした開発行為であり、良好な環境の街区の整備保全を図っていきます。以上でございます。

## ○2番（佐藤旭浩君）

ありがとうございます。

本市の開発手法は、増水により失う保水機能を調整池を設置して工業団地内で完結させる、周囲の生活環境に支障が生じないように適切に施設を設置する計画ということが分かりました。

では次に、今回の西條工業団地に誘致する企業の業種と選定方法についてお尋ねいたします。

また、現状で立地希望者が何社程度あるのか、西條工業団地のPR活動はどのように行っているのかをお尋ねいたします。

## ○産業建設部長（宮川昌和君）

誘致企業の種類は、製造業及び流通業となります。

企業の選定は、分譲申込みをしていただいた企業に対し、愛西市企業誘致候補企業審査委員会にて設備投資計画、雇用実績等計画、地域貢献活動等の項目から総合的に勘案し、優先順位をつけ、愛知県企業庁が市の意見に基づき選定をいたします。正式なエントリーはこれからですが、40社ほどの立地希望の問合せ等を伺っております。

PR活動については、愛知県産業立地推進協議会が主催する産業立地セミナーに毎年参加しており、今年度は8月の大阪セミナーと11月の東京セミナーにて、市長による西條工業団地のプレゼンテーションを行い、近畿圏・関東圏のセミナー参加企業に西條工業団地のPRを行いました。以上でございます。

## ○2番（佐藤旭浩君）

ありがとうございます。

製造業と流通業が誘致企業ということで、本市に新たな企業の進出が期待されております。

また、PR活動の一環として県主催のセミナーに参加し、市長自らが西條工業団地や愛西市のPRを行っていただくことは、本市にとっても大変効果があると思います。引き続き、市長自ら市の企業誘致施策を牽引していただきたいと思います。

今回の西條工業団地の開発決定と土地売買契約等の完了を得て、本市は2地区の工業団地が現実のものとなります。私も市の将来を見据え、財政基盤の確立に伴う自主財源の確保は必要不可欠だと思われます。全国的な少子高齢化、人口減少が進む中で、愛西市の活気は維持していくためには、企業誘致施策といった明確な目的と方向性を持つ事業は必要であると思われます。一方では、今後も市が行っていくまちづくりに直結する事業には、地権者の協力、周辺環境の変化へ地域の方の理解、こういった協力と理解がなければ目指すまちづくりは実現いたしません。

私は今回の西條工業団地が、地域がまとまり市に提案した要望から市が工夫をしながら開発決定と土地売買契約の完了に至ったと考えます。今後、市の大きな公共事業として、駅前整備をはじめといった、小・中学校の統廃合も控えております。地域、地域関係、地域に関係する地権者の協力はいずれも必要不可欠となり、市と市民との関わり方、つながり方が大変重要になってくると思います。

最後に、愛西市が自治体間の競争を将来にわたって有利に進めていくにも、企業誘致施策は継続すべきだと考えます。また、これらの大きな事業を一定の地域がまとまり、必要不可欠であり、地域の周辺環境整備が万全を期すことが市の信頼と理解を深め、新たな事業等の展開がかなえられると考えられます。

今後の企業誘致の展開と大きな事業への地域との関わり方について、これまでの実績と経験も踏まえ、市長のお考えをお尋ねいたします。お願いいたします。

## ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

企業誘致につきましては、地域経済の活性化、人口の減少の抑制や雇用の創出、そして税収増といった効果を期待がされます。

この企業誘致施策につきましては、既に1例目の南河田工業団地が操業していただいておりますが、第1例目に至るまでもかなりの市といたしましては苦勞をしてまいりました。なかなか海部津島地域で全市が市街化調整区域のところで、本当に企業誘致が実現できるのかというような御意見等も伺いましたが、何とか南工業団地は全て完売し、今、企業が稼働していただいているということでございます。こうした経験からも、企業の進出に伴って、企業といたしましては、従業員の需要や雇用の確保など、抱える課題も分かってきております。

本市も今回2例目ということで、西條の工業団地創出に伴いまして、これらの課題に対しての検証、対策を具体的に今後は実施していく必要もあるというふうに思っております。

企業が市に進出する上で、課題解決の一助といたしまして、市が制定をしております企業立地促進条例の有効的な運用を促し、企業の立地意欲を高め、魅力ある企業がより多く、まずは関心を持っていただくことが大切だと思っております。そして、企業誘致のような大きな事業につきましては、先ほど議員からお話ございましたが、やはり地権者の方々や地域の理解が欠かすことができません。地域の協力なくしてこうした施策の実現は行えないというふうに思っております。市と市民の信頼をふだんから積み上げていくことは大切でありますし、今回の西條地区のように、地域の方々が自ら動いていただくといったリーダーシップを持った担い手の育成にも今後尽力していかなければならないと思いますし、議員各位のお力も必要だというふうに思っております。

企業誘致施策がもたらす効果につきましては、僅かな期間で目に見えるものではございませんけれども、先ほども御答弁させていただきましたが、年間でもう既に南河田でも1億以上の税収をいただいているということでございますので、将来にわたり今よりも市民サービスが行き届くようになり、市民一人一人の豊かで安心した生活、暮らしに寄与していくのではないかと考えておりますし、地域同士の相互理解を深め、さらなる事業を行っていければというふうに考えております。将来的には、本市の目指す企業誘致を通じたシティプロモーションやまちづくりに大きな影響を与えているのではないかとというふうに思います。

また、大きな事業への地域の関わりにつきましては、現在進めさせていただいております道の駅事業をはじめ、大きな事業がありますし、これまで進めてきた大きな大型事業につきましては、事業費としては大きくなっておりますけれども、国や県からの交付金や補助金、また有利な合併特例債などを活用させていただきまして、愛西市の財政負担が大きく軽減をさせることができ、事業が実施させていただいているというふうに思っております。

一部に全体事業費のみが伝わってしまって、なかなかその内容が正確に伝わりにくいということが課題ではありますが、企業誘致をはじめ、今後進めていく事業を考えますと、それまでのプロセスなどをはじめ、正確な情報をしっかりと市民の方々にお伝えし、御理解いただく、そういった信頼関係が非常に大切ではないかというふうに思っております。

プロセス、またスケジュールにつきましても、様々な事業が出ますと議員各位から御質問等がございますが、やはり市民の方々や地権者の方々、関係する方々の意見交換等をしますと、やはり事業費もまたそのスケジュールも変わってまいりますので、その辺をどのようにお伝え

するかということも大切だというふうに思います。

今後も様々な事業につきましては、地域の方々との信頼関係を築きながら進めていく必要があるというふうに思っておりますので、議員各位の御理解、御協力も今まで以上に重要になってくるというふうに考えております。以上でございます。

## ○2番（佐藤旭浩君）

市長、ありがとうございました。

令和7年4月1日には市制20周年を迎えます。市長におかれましても、継続可能な行政運営を展開するに、新たな取組に向けた行動力と決断力が今後も絶対必要になってくると思います。

20周年を迎えた愛西市には、これからも大きく展開が強く望まれていると思います。今後もこれまでの経験を踏まえ、愛西市のために、共に我々議員としてもしっかりと提案をしていきたいと思っておりますので、共に頑張っていきましょう。ありがとうございます。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## ○議長（近藤 武君）

2番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時20分といたします。

午前10時09分 休憩

午前10時20分 再開

## ○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位9番の14番・佐藤信男議員の質問を許します。

佐藤信男議員。

## ○14番（佐藤信男君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、健康寿命の伸長とその対策について一般質問をさせていただきます。

第2次愛西市総合計画後期基本計画の第1章の冒頭には、人口減少、少子高齢化の進行と人生100年時代の到来とあり、我が国の人口は平成20年をピークに減少に転じており、本市においても人口減少、少子高齢化の傾向が続いています。

少子高齢化と生産年齢人口の減少は、労働力の減少、経済や市場規模の縮小、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など、様々な分野において深刻な影響が出るものと考えられます。また、介護や支援の必要性が高まる後期高齢者や単身高齢世帯等が増加し、団塊の世代が75歳以上になる2025年問題も間近に迫っており、対策が求められます。

一方で、日本は健康寿命が世界一となっており、人生100年時代が到来する中、生涯にわたって長い人生を充実させていくための健康づくりや多様な活動への参加が重要になっています。シニア世代の健康・生きがいづくり、支え合える地域社会づくり等とともに、人口減少に歯止めをかけるための子育て世代への支援策の拡充などが求められています。こんなふうに記載をされております。

また、令和4年度の厚生労働省の国民生活基礎調査の資料によりますと、男性は平均寿命81.05歳に対し、健康寿命が72.57歳、女性は平均寿命87.09歳に対し、健康寿命が75.45歳と、男性が8.49年、女性が11.63年もの差があります。この平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限される不健康な期間を意味します。今後も平均寿命の延伸に伴い、こうした健康寿命との差が拡大すれば、医療費や介護給付費用を消費する期間が増大となりますので、疾病予防と健康増進、介護予防など様々な手法によって平均寿命と健康寿命との差を短縮することができれば、個人生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できます。

こういったことから、愛西市の現状はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

総合計画後期基本計画には、心身ともに健やかにまちづくりと題し、生涯いきいきと暮らせる健康づくりの推進として、それぞれ指標が明示されております。

まずは最初に、がん検診の胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん、肺がんの受診率の実績をお伺いいたします。

次に、運動や食事など、日頃の生活習慣改善に向けた取組を目標にチャレンジし、ポイントをためたり、健診の受診、市が開催する健康講座などに参加したりすることで、さらにポイントを獲得できるあいさい健康マイレージ事業の参加者の実人数についてお伺いいたします。

次に、いつまでも健康で食事をおいしく楽しめる歯と歯茎を保つために、市では毎年4月1日現在で、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、70歳の方を対象に歯周病検診を実施していますが、データ上、40歳で進行した歯周炎を有する人の割合についてお伺いいたします。

次に、健康教育への参加人数、特定健康診査受診率、特定保健指導利用率についても、順にお伺いします。また、国民健康保険の1人当たりの医療費についてもお伺いします。

国民健康保険制度は、平成30年度から国が財政運営の責任主体となり、市町村と共同運営をし、事業費納付金を納める仕組みに変わりました。今後、県が示す標準保険料率に合わせる方針の下、進められています。

そこで、愛西市の国民健康保険の加入者の場合、1年間で総医療費がどのぐらいか、またこのうち生活習慣病に関する医療費の支出の額は幾らぐらいでしょうか、お伺いします。

以上を総括質問といたしますが、再質問では健康寿命の伸長についての具体的な質問を続けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

私からは、初めにがん検診の受診率から御答弁申し上げます。

本市で実施の公共施設等で受診する集団がん検診及び各医療機関で受診する個別がん検診における令和5年度のがん検診の受診率は、胃がん7.5%、子宮がん6.6%、乳がん7.1%、大腸がん12.9%、肺がん13.5%です。

次に、令和6年7月1日から令和6年12月31日までの間で実施した令和6年度のあいさい健康マイレージには、一般の方が568人、小・中学生が766人の合計1,334人の参加がありました。

次に、40歳で進行した歯周炎を有する人の割合は、令和5年度では受診者48人のうち13人が

該当し、27.1%となっています。

続きまして、健康教育の令和5年度の参加人数は、老人クラブ等の生活習慣病予防やフレイル予防の出前講座152人、2歳6か月児歯科検診での保護者向けに乳がん自己検診法の教育265人、小学校及び中学校でのたばこ・アルコールの授業、いのちの授業242人、健康歯科教育として小・中学校、保育園・幼稚園及び児童館で815人の合計1,474人です。私からは以上です。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、私のほうからは、特定健康診査受診率等、それぞれの実績について御答弁させていただきます。

愛西市国民健康保険加入者の40歳以上を対象に行っている特定健康診査及び特定保健指導、令和5年度の実績で答弁させていただきます。

特定健康診査受診率は42%です。特定保健指導利用率は動機づけ支援が22.8%、積極的支援が10.2%です。

続いて、国民健康保険加入者の1人当たりの医療費は43万1,891円、国民健康保険加入者の1年間の総医療費は51億1,186万2,107円で、生活習慣病に関する医療費は22億6,177万2,700円です。以上です。

#### ○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

まず、がん検診の結果から想定すると、最終年度の指標から見た進捗状況とその理由や感想について伺いいたします。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

第2次愛西市総合計画後期基本計画で示されている最終年度の指標は、国が示す指標としています。健康保険組合や共済組合などの保険者等が実施するがん検診の受診者を市で把握することができないことから、国の目標値とは同じ条件ではありませんが、令和2年度から令和4年度にかけて受診者は増加傾向にあり、がん検診を受けやすい環境づくりを進めたことで、早期発見、適切な治療につながられているものと評価しています。以上です。

#### ○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では次に、前立腺がんの受診について伺いしますが、愛知県がんセンター研究所の発表によると、泌尿器科で扱う男性のがんの中では、罹患率、死亡率ともに一番多いのが前立腺がんだそうです。また、将来的には最も増加するがんの一つとして注目されています。

1975年に前立腺がんを発症した患者さんは2,000人程度でしたが、2000年には約2万3,000人、2020年から2024年の年平均では前立腺がんの罹患者数は10万5,800人となり、男性がんのうち第1番目の罹患者数となっています。

原因の究明とともに、検診体制の充実が課題であると言われております。血液で検査するPSA検査で8割から9割の確率でがんを見つけることができるそうです。早期発見なら9割近く治ると言われております。

愛知県のがんセンターの情報から考えると、愛西市の前立腺がんの検査の周知の強化を図り、受診率の向上を目指すというのではないかと考えますが、現状はどのような対応ですか、お伺いいたします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

国の指針に基づいて、2021年3月をもって多くの自治体が終了しましたが、本市では他の5大がん検診と同様に希望者に対して実施しており、引き続き前立腺がんへの対策に取り組んでいます。以上です。

○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では次に、あいさい健康マイレージ事業の内容について、概要の説明をお願いいたします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

あいさい健康マイレージ事業は、市民自らが自発的、自律的に自分に合わせた健康づくりに取り組むとともに、健康づくりのきっかけを提供することを目的とした事業です。

事業参加者自らが日頃の生活習慣改善に向けた健康づくりの目標を立て、達成した日を1ポイントとして合計100ポイントの達成を目指します。100ポイントを達成された方には、県内にある約2,300店舗の協力店で優待サービスが受けられるあいち健康づくり応援カードまいかを発行し、市内の協賛団体からの提供品を抽せんによりお渡ししています。以上です。

○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

あいさい健康マイレージ事業の参加者の実人数は、最終年度の指標から見た進捗状況とその理由や感想についてお伺いいたします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

第2次愛西市総合計画最終年度の評価では、目標値1,000人に対して1,334人と目標値を達成しています。気軽に事業に参加いただくことができるよう、令和2年度よりあいさい健康マイレージ事業と連携したスマートフォン用アプリを導入し、活用を推進しています。また、令和5年度からは、一般の方向けのチャレンジシートに加え、小・中学生用のチャレンジシートを用意し、夏休み期間を利用した参加を推進しました。

参加人数は増加傾向にありますので、今後もより気軽に事業に参加いただき、自分に合わせた健康づくりに取り組むことができるよう推進していきたいと考えております。以上です。

○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

愛西市役所から親水公園垣見鉄鋼アリーナにかけて、ゲノタ幹線道路の水路沿いの管理道の整備が行われ、この管理道に道路標示、看板を設置し、ウォーキングコース、あいさい健康ロードが昨年完成しました。そして、健康マイレージ連携アプリあいち健康プラスのアプリ内にあいさい健康ロードの2コースが登録されています。県道から西側をあいさんさんコース、東側をあるこちゃんコースとし、2コース設置しております。それぞれのスタート・ゴール地点

にかわいい看板を設置し、各コース200メートル毎に道路標示があります。楽しくウォーキングできるようになっております。GPS機能をオンにし、設定された場所でチェックインしながらゲーム感覚でウォーキングを楽しむことができます。

そこでお尋ねします。健康マイレージ事業では、今は歩数というデータを対象にしております。デバイスを活用すれば、さらに精緻なデータによる改善が見込めます。同じ1万歩でも思いのほか負荷が軽過ぎて効果が薄いケースや、逆に負荷が重過ぎて体によくないほどの激しい運動になっているということもあり得ます。デバイスを活用すればウォーキング中の心拍数から運動の強度が算出でき、その方に最も適した心肺レベルの運動をサポートできるのではないのでしょうか。

ウェアラブルデバイスについては、様々な種類が出回っております。これらの各種データを取り込むことで、その方に適した健康づくりに寄与するとともに、行動変容を促し、生活習慣病の予防にもつながるものと期待されると考えますが、いかがでしょうか。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

市民が持つスマートフォンやウェアラブル端末などの様々なデバイスを活用することで、心拍数や身体活動量を計測でき、数値を可視化することで生活習慣病の予防につながるものと考えます。全国では、ウェアラブル端末を貸与しフレイル予防や生活習慣病予防を推進している自治体もあります。今後、健康増進のため、デバイスの活用に向けた取組が必要であると考えます。以上です。

#### ○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

それでは次に、歯周病について再質問をいたします。

最終年度の指標から見た進捗状況とその理由や感想についてお伺いいたします。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

第2次愛西市総合計画最終年度の評価では、進行した歯周炎を有する者の割合の目標値25%に対して27.1%です。目標値は達成していませんが、歯周病予防として20歳からの若い世代や幼児の歯科検診に同行した保護者等を対象に歯科検診や保健指導を実施し、定期的に自分の歯と口腔の状態を把握する機会を提供した結果、40歳における進行した歯周炎を有する割合の改善、定期検診を受ける市民が増加し、歯科保健の一つの目標である8020達成者の増加につながったと考えます。

今年度より9020達成者の表彰も開始し、44名の表彰を行いました。今後も9020の達成者が増加するよう歯周病予防を推進します。以上です。

#### ○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

歯周病は万病の元とも言われており、心疾患や慢性腎臓病、呼吸器疾患、骨粗鬆症、早産、低体重児出産など様々な全身疾患と関連していることも明らかとされており、これは予防に努めることで将来の医療費削減にもつながると考えられます。定期的な歯科検診を継続していく

重要性を周知する必要があると考えます。

そこでお伺いします。歯周病検診に対する現状と対策についてお伺いいたします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

本市では、健康増進法に加えられる以前から、1歳以降5歳刻みを対象とすることで、虫歯や歯周病による歯の喪失予防に取り組んでいます。以上です。

○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

次は、健康教育について再質問を進めたいと思います。

ここでいう健康教育とは具体的にどんなことを言っているのかお伺いします。また、最終年度の指標から見た進捗状況とその理由、感想についてお伺いいたします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

第2次愛西市総合計画最終年度の評価では、健康教育の参加人数が目標値1,200人に対し、令和5年度は1,474人でした。

健康教育として、あいさい出前講座での生活習慣病予防やフレイル予防についての講話、小・中学校でのたばこ・アルコールについての授業、思春期教育として中学1年生、生命の誕生についてや、いのちの授業の実施、子育て中の母に対して乳がんの自己検診法の説明とがん検診の受診勧奨等を行っています。コロナ禍で参加人数や実施が減少しましたが、参加人数は増加傾向です。

生涯を通じて健康に暮らせるよう、今後も継続して事業を実施してまいります。以上です。

○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では、今、骨密度や血管年齢の情報は、健康維持のために必要な情報だと考えますが、測定につきましては、どこのタイミングで、またどのように実施しているのか、お伺いいたします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

骨密度については、40歳以上5歳刻みの年齢の方を対象に、市内公共施設での集団検診で超音波による骨密度の検査を行っています。血管年齢測定は実施していません。骨密度については集団検診で実施することにより、受診が必要な方には医療機関へ受診勧奨をしています。計測するのみではなく、必要な医療につなげていくことが重要と考えます。

また、血管年齢についても、機材のみの設置では生活習慣病の予防に対しての指導をすることがないため、保健センター等で随時測定できるような機材は設置していません。以上です。

○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では次に、特定健康診査受診率と特定保健指導利用率について、最終年度の指標から見た進捗状況とその理由や感想について、同じようにお伺いいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

第2次愛西市総合計画最終年度の評価ですが、愛西市国民健康保険加入者を対象に、特定健

健康診査受診率は目標値60％に対して42％、ここ数年で特定健康診査の受診率の高い年代が75歳以上の後期高齢者に移行しており、受診率は低下傾向です。特に受診率の低い40代・50代の受診率向上が課題で、引き続き特定健康診査の受診勧奨を継続していきます。

また、特定保健指導終了率は、動機づけ支援が目標値30％に対し20.5％、積極的支援が目標値20％に対して10.2％で、市民の健康の維持・増進、生活習慣の改善を図るため、今後も保健指導の勧奨を様々な方法を工夫して行い、保健指導の利用者の向上を図る必要があると考えています。以上です。

○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では次に、特定健康診査について再質問をします。

特定健康診査と後期高齢者健康診査とはどう違うのか、お伺いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

特定健康診査は、主に40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームの予防や改善を目的として実施される健康診査で、検査項目は血圧測定、血液検査、腹囲計測、尿検査などが行われます。生活習慣病の早期発見と生活習慣病の改善指導が行われます。

一方、後期高齢者健康診査は、主に75歳以上の後期高齢者を対象に実施されるもので、特定健康診査と同様に血圧測定や血液検査が行われるほか、日常生活の自立度や栄養状態、口腔機能の強化が行われ、高齢者特有の健康課題に焦点を当てた内容となっています。

対象年齢や重点を置く内容に違いはありますが、疾病の早期発見と予防を目指している点では共通しています。以上です。

○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

生活習慣病と言われるがん、脳疾患、心臓病の中で、本市で実施している健康診査の中には各種のがん検診や心電図などがありますが、脳疾患予防に関する研修はほとんどなく、しかも寝たきりになる原因が脳疾患である場合があります。また、近年多くなっている認知症や老人性アルツハイマーの原因となる脳萎縮も脳ドック検診で発見できることもあります。

脳血管障害は自覚症状のないまま突然発病し、重い後遺症の残ることが多く、費用も高額のコストがかかります。これらの疾病を未然に防ぐには、やはり脳の健康診断である脳ドックを受けることが最も効果的と言われています。

予防対策として、脳ドック検診の助成事業の導入を検討したらどうかと思いますが、どうお考えかお伺いいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

脳ドックの検査に関しまして、現在、導入の予定はございません。以上です。

○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では次に、後期高齢者健康診査は、受診率はどのくらいですか。御回答のほう、よろしくお

願いいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

令和５年度を受診率は38.3％です。以上です。

○１４番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、要支援または要介護と認定された人の介護が必要になった主な原因のうち、高齢による衰弱、すなわちフレイルによるものが全体の13.1％を占めています。これは、認知症脳卒中に続いて３番目です。したがって、特に後期高齢者にとってはフレイル予防が健康寿命の延伸への重要なアプローチになります。

そこでお尋ねいたします。後期高齢者健診は、令和２年度以降、制度改正が行われ、フレイルの予防、重症化予防に着目したフレイル健診が進められているとのことですが、制度改正が行われ、どのようなになったのかお伺いいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

令和２年度より後期高齢者健康診査で高齢者特有の健康課題に焦点を当てた問診票に変更しました。健診結果や医療レセプト、介護等のデータに基づき健康課題を分析し、保健事業と介護予防の一体的な実施を令和５年度から開始しました。以上です。

○１４番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では、この後期高齢者健診はフレイルの予防や重症化予防に着目したフレイル健診が進められてきていますが、このフレイル予防の取組内容とその評価についてお伺いいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

取組といたしましては、出前講座や予防プログラムの実施及び健康状態の把握等を行っております。これにより、健診未受診の方や介護サービスを受けていない方等に対して、適切な支援へとつながることができているものと認識しております。以上です。

○１４番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

今後もフレイル予防の活動の核をつくり、健康寿命の延伸に寄与できるよう進めていただきたいと考えております。

では次に、認知症対策の取組についてお尋ねいたします。

令和６年１月１日に認知症基本法が施行されました。この認知症基本法とはどんな内容なのか、お伺いいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

認知症基本法とは、国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会、共生社会の実現を推進することを目的としてつくられた法律です。国・地方公共団体などの責務を明らかにし、認知症予防のための活動を含む認知症対策を計画的に進めるための基本法となります。以上です。

○ 1 4 番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では、認知症の対策として本市が行っている主な事業の取組についてお伺いいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

認知症サポーター養成講座、認知症講演会を開催し、正しい知識の習得と理解に関して普及に努めています。高齢者見守りステッカー配布事業や徘徊高齢者家族支援サービス事業を行い、行方不明となった高齢者の早期発見、早期対応につなげています。

地域包括支援センターでは、高齢者の総合的な相談を受けております。さらに、権利擁護支援センターの設置、親族がいないと思われる場合や親族がいても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認める場合、申立てにて対応しています。以上です。

○ 1 4 番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

認知症基本法の第9条には、認知症の日及び認知症月間というのが定めてあり、認知症の日は9月21日であり、認知症月間は9月1日から9月30日までとするとあります。この期間などに何か取組はあるのか、お伺いいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

認知症基本法で認知症の日、認知症月間を定めております。国でもポスターやリーフレットを作成し、理解を呼びかけており、連携して啓発に努めていきたいと考えております。以上です。

○ 1 4 番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では、認知症初期集中支援チームについて、また利用者は本市で何人ぐらいいるのでしょうか、お伺いをいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

認知症の人やその家族に複数の専門職で構成されたチーム員が早期に関わり、早期診断、早期対応に向けた支援を行い、自立した生活をサポートします。市の訪問支援者数は令和5年度で10人です。以上です。

○ 1 4 番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では次に、認知症サポーターと認知症サポーター数を教えてください。また、本市の認知症サポーターの数の推移をお伺いいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

認知症サポーターとは、正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者です。認知症サポーター養成講座を受講すれば、認知症サポーターになることができます。認知症サポーター数は令和3年度3,706人、令和4年度3,780人、令和5年度4,016人です。以上です。

○ 1 4 番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

最近では、健康寿命の延伸に寄与できる取組として、健康増進にeスポーツを導入する自治体も増えてきました。

今年の2月1日の中日新聞では、このeスポーツの大会の記事で、愛西市で開催されたことが報道されていました。

全国健康福祉祭、愛称ねりんピックは、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、厚生省創立50周年に当たる昭和63年から毎年開催されています。この健康福祉祭にeスポーツが正式種目となったことから、普及に拍車がかかっています。

そこでお尋ねいたします。現在、本市で高齢者のeスポーツに関する状況から判断すると、市としてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

全国的には高齢者の健康維持や認知機能向上の一環としてeスポーツが注目されており、愛知県でも大会が開かれています。

特徴は、ゲーム環境を整えば同じ場所にいなくてもオンラインで誰とでも競い合うことができ、世代を超えた活動につながると考えています。以上です。

#### ○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

eスポーツと同じように、健康寿命の延伸として登場するのが健康マージャンです。かけない、飲まない、吸わないをルールとして全国的に普及してきておるそうです。自治体により参加年齢がお子様から高齢者までのところもあり、年齢層は様々だそうです。

そこでお尋ねいたします。本市で健康マージャンが行われているのか、またそういった現況を踏まえ、市としてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

佐屋老人福祉センター、佐織総合福祉センターでのマージャンクラブ等への参加となります。参加の状況は、両施設合わせて月に300人前後となります。以上です。

#### ○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

今日の一般質問は、健康寿命の伸長とその対策と題して、本市の健康に対する取組状況と現状について質問をさせていただきました。

健康寿命の延伸については、一事業で成果が出るのではなく、様々な事業の組合せの結果がトータル的に市全体の平均寿命や健康寿命に大きく影響してくるであろうと考えます。

昨今の経済状況の中、物価の高騰が続いており、国民健康保険も徐々に値上げに踏み切っています。大変生活が営みにくい状況ではありますが、今後も市民の方が健康になり、医療費の抑制につながり、健康寿命を伸長するためには、これからはどうするとよいのか、意気込みをお伺いいたします。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

健康とは、病気や障害の有無だけを指すのではなく、心身のバランスが取れた良好な状態であり、かつ社会的な充実も得られている状態です。健康のために市民一人一人が健康についての正しい知識を持ち、自分のライフスタイルや健康状態に合わせた健康づくりに取り組むことが必要です。

また、健康づくりには、本人が無理なく健康な行動を取ることができるような環境づくりへの取組も重要となります。そのためには、行政だけでなく、ボランティア団体や関係機関、事業所なども含め、多様な主体と連携、協働しながら課題解決に向けた具体的な取組を展開していかなければなりません。

市民一人一人が自分に合わせた健康づくりに取り組むとともに、地域との協働による健康づくりを進め、生涯を通じていきいきと心豊かで健康に暮らし続けられるまちを目指します。以上です。

#### ○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（近藤 武君）

14番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時15分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

#### ○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位10番の10番・石崎誠子議員の質問を許します。

石崎誠子議員。

#### ○10番（石崎誠子君）

発言の許可をいただきましたので、2つの項目について一般質問をいたします。

大項目1. 交通空白地域と交通不便地域の解消に向けて。

愛西市では、住んでいる場所によって移動や買物のしやすさに格差が生まれています。また、巡回バスは、早朝や夜間、日曜日の運行がないため、利用したくてもできないとの御意見をいただきます。

たとえ車を持っていなくても、愛西市内どこの地域に住んでいようとも、行きたいときに行きたいところへ行けるようになれば、人の交流が活性化され、まちににぎわいが生まれ、外出しやすくなるので、健康の増進にもなり、市民の幸福度が高まります。

愛西市が抱える交通空白地域や交通不便を解消し、市民の移動の利便性向上を図っていくには、現在提供されている公共交通サービスを横断的に見直し、新たな移動手段の導入や市内の事業者、団体、個人などの様々な主体との連携が不可欠と考えます。

最適な公共交通体系の構築には、財源や人材の確保も重要な課題です。今回は、他の自治体での事例を参考にしながら、市の取組について質問いたします。

愛西市には巡回バスが通らない交通空白地域が存在しています。一般的によく言われているのは、鉄道駅から1キロ、バス停から500メートル以上離れている地域のことです、それを巡回バスマップに当てはめてみますと、今、画面にもあります、赤く色が塗られた地域がいわゆる交通空白地域で、八開、そして立田、佐屋と広がっております。

また、市内には、バス停があっても数時間に1本しか便がない、タクシーを呼んでも30分以内に配車されないような交通不便地域もあります。

このようなことから、令和6年10月に巡回バス運行検討委員会から、市長に対し巡回バス運行改善の提言書が提出されました。

提言書には、交通空白地なども含めた新たな移動手段の在り方や可能性について検討してほしいなどの提言もありました。

そこでお伺いいたします。

令和6年12月議会でこの提言書について一般質問した際、巡回バス運行改善の提言書の内容を関係課に共有したとの回答でありましたが、共有された内容について、庁舎内でどのような協議が行われたのか、お伺いいたします。

次に、愛西市の公共交通のあるべき姿を協議、検討する上で、市民のニーズを把握することは重要であります。

今年度、愛西市第3次総合計画策定のため、市民アンケートが実施されました。

中学生へのアンケートでは、大人になっても愛西市で住み続けていくためには何が重要かとの問いに、1番目、2番目に多かった回答は、買物に便利であることや電車、バス、車での移動が便利なことでありました。

また、18歳以上の市民アンケートでは、令和3年度に調査したときと変わらず、市の公共交通はとても重要だが、満足度はとても低いという結果でありました。主な御意見としては、公共交通が非常に少ないので、高齢になって免許返納した後、自由に動けなくなるのがとても不安に感じるや、他市のように無料でなくてもよいので高齢者の免許返納対策を市として行ってほしいなど、生活の足が充実していないことで多くの市民が将来に不安を感じておられるようです。

また、私のところにも、塾に通うお子さんや学生、会社員の通勤・通学の足、そして日課となっている家族の送迎に負担を感じておられる方々など、生活の移動に課題を抱えている声が届いております。

そこでお伺いいたします。

令和6年12月議会で新たな移動手段の検討について一般質問した際、横断的に市の各部局が協力し、愛西市の地域公共交通のあるべき姿を協議、検討していきたいとの回答でありましたが、横断的な協議は進んでいるのでしょうか。具体的にどの部局が集まって、どのようなことを協議しているのか、その上で最終的な方針を定める時期はいつ頃を目標にしているのか、お

伺いいたします。

大項目 2. 安心・安全な学校施設を。

学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には、地域住民の避難所としての役割があります。各学校の老朽化が進む一方で、学校施設の老朽化対策はなかなか思うように進んでいかない状況であります。

一昨年の夏に天井の部材が剥がれ落ちて、当時、安全面の理由から使用が一時休止となった永和中学校体育館は、子供たちが安心・安全な学校生活を送るための老朽化対策が急務であると考え、早期に取り組んでいただきたいとの思いから、今回も質問させていただきます。

前回、令和 6 年 9 月議会の御答弁で、永和中学校体育館は改築するのか、大規模改修するのかを県教育委員会の見解を踏まえ、本年度中に判断したいということでありました。では、現在どのような状況であるのか。教育委員会の内容聴取の結果はどうだったのか、お聞かせください。

以上を一括質問といたします。順次御答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私からは、まず大項目 1 点目の交通空白地域と交通不便地域の解消に向けての、まず巡回バス運行検討委員会からの提言の内容についての庁舎内での協議について御答弁させていただきます。

令和 6 年 10 月 30 日に提出されました提言書の主な内容といたしましては、バス利用促進のための継続的な周知啓発活動の必要性について、また改善の推進として、立田・八開ルートを利用した市内循環等ルートの拡充、ルート、バス停、運行ダイヤの見直し、新たな移動手段や有料化についての検討といった提案がされております。

提言書を受けまして、本市といたしましては、市内循環等ルートの拡充について、愛西市役所と佐織庁舎間を運行する便や、早朝の津島市民病院直行便を新設いたします。

また、ルート、バス停、運行ダイヤの見直しについて、新たなバス停で佐屋中央ルートに本部田北（道楽の郷）、永和台北公園、佐屋東ルートに六川北を設置するなどの巡回バスの令和 7 年 4 月改定の内容を共有するとともに、道の駅など観光の利便性を高めるための移動手段なども含めた巡回バス以外の新たな交通手段の在り方や可能性について、関係課の実施するサービスの現状や今後の計画等の情報を交えながら、本市としての地域公共交通のあるべき姿を今後も協議してまいります。

続きまして、横断的な協議の具体的な協議事項と最終的な方針の時期の予定についてでございます。

横断的な協議につきましては、関係課であります総務課、高齢福祉課、社会福祉課、産業振興課、都市計画課、市民協働課、経営企画課におけるサービスの現状や今後の計画等の情報を交えながら、本市としての地域公共交通のあるべき姿を協議してまいります。

現段階において明確なスケジュールは決まっておりませんが、都市計画マスタープランにもあります地域の足の確保に向けた鉄道と巡回バスによる効率的な公共交通体系について、各担

当課が考える新たな公共交通サービスを持ち寄り、本市にとって必要なサービスとは何か、本市が進むべき公共交通のあるべき姿などについて協議を進めていきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目 2 点目、安心・安全な学校施設をに係る健全度・耐力度調査結果について御答弁させていただきます。

体育館の改築もしくは大規模改修を実施するに当たり、文部科学省が所管する交付金の活用を第一に考えます。交付金の活用に当たり、健全度調査の結果も含め、愛知県教育委員会による耐力度調査の内容聴取が必要になります。

令和 6 年 8 月に永和中学校体育館北西側及び南西側にある器具庫 1 階部分と 2 階部分のコンクリートコアを 1 か所ずつ採取する健全度・耐力度調査を実施いたしました。調査結果につきましては、愛知県教育委員会から、令和 6 年 12 月 19 日付、令和 7 年 1 月 8 日收受、公立学校施設整備費国庫負担事業等に係る耐力度調査の内容聴取の結果についてにおきまして、体育館の耐力度が改築の場合にも国費、学校施設環境改善交付金の対象となる旨、通知が届きました。令和 7 年 2 月 7 日に開催いたしました定例教育委員会に報告するとともに、現在、改築もしくは大規模改修における事業費並びに手法について研究しているところでございます。

また、永和中学校長をはじめ、学校関係者と体育館の規模や機能性などに係る意見交換も実施しております。以上でございます。

#### ○10番（石崎誠子君）

ありがとうございます。

それでは、公共交通のほうから再質問いたします。

提言書に基づいて 4 月から改善される内容もありましたが、今後は交通空白解消も含めた新たな移動手段や有料化の検討、観光の足についても協議を進めていくとのことでありました。

そこで、今後検討する上で参考にしていただきたく、先日、私たち拓く愛西の未来で視察に行った長野県茅野市の事例について紹介させていただきます。

長野県茅野市は、人口約 5 万 5,000 人のまちです。2 年前、大回りして時間がかかるなどの理由から、利用率が低かった 13 路線の定時定路線バスを廃止され、そしてバス路線廃止エリアには、通院や買物などの移動支援を目的とした A I 乗合デマンド交通のらぎあを導入されました。

のらぎあは、エリア内であれば利用者が指定した場所から目的地まで、予約時に設定した行き先を、時間に基づいて A I が最適なルートを出し、リアルタイムで配車されるサービスです。予約はアプリまたは電話で、乗車の 1 週間前から 1 時間前まで可能です。実際に私たちも利用させていただき、使いやすさを実感いたしました。

これがアプリで予約したときの画面です。予約するとルートが出てきます。A I が検索したルートが出てきます。実際に乗らせていただきました。

こののらぎあの対象地域には、バス停が設置されていない仮想停留所が約 8,000 か所もあり、

利用者の自宅などから停留所までの距離は350メートル以内に設定されています。

また、それと同時に、通学・通勤の送迎車による朝夕の渋滞問題を解消するため、新たに通学・通勤用の路線バスが運行されました。こういったことにより、交通空白地はほぼ解消されているそうです。

本市でも、巡回バスは大回りして目的地まで時間がかかる、行きの便はあるが帰りの便がなく困る、自宅からバス停まで遠過ぎるといった市民の声に応えることができるのではないのでしょうか。

のらぎあは利用者の都合に合わせて、行きたいとき、行きたいところへ行くことができるため、高齢者のみならず塾に通うお子さんや市外からの来訪者など、世代を問わず多くの方々に利用されています。

のらぎあと通勤・通学バスの費用は従前の費用とほぼ同額ですが、利用者が約1.8倍にまで増えたそうです。

そこで、伺いたいします。

茅野市のデマンド交通ののらぎあなどの事例を参考にして、バス路線の再編なども含め、交通空白地の解消など、本市でも同様の取組が有効ではないかと考えますが、市の見解をお聞かせください。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

茅野市の事例につきましては、本市としても特にA Iを活用したデマンド交通ののらぎあは、利用者の利便性を大幅に向上させ、交通空白地をなくす有用な手段であると考えますが、現在、本市においては、巡回バス運行検討委員会からの提言を受けまして、令和7年4月から巡回バスの運行を改定することから、改定による利用改善の状況を確認しながら検討するものと考えております。以上でございます。

#### ○10番（石崎誠子君）

他の自治体では、新たな公共交通体系の構築には、協議、検討、実証実験などを経て、本格導入までに二、三年はかかったと聞いています。いつ頃までにという明確な目標を定めて、今の巡回バスは改善、維持しながらも、同時に検討を進めていただきたいと思います。

これから新たな移動手段の導入の検討を進める上で、担い手や財源の確保が重要です。

まずは担い手について伺いたいします。

愛西市でデマンド交通等の担い手となる、例えばタクシー事業者やバス会社などの状況はいかがでしょう。また、地域交通の担い手として、運転ボランティア、NPO、市民団体、さらには地域の自治組織などの協力を得ていくことも不可欠と考えますが、担い手の育成や活動支援、団体等の立ち上げ支援など、愛西市の取組状況はどのようになっているのか、併せて伺いたいします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず、デマンド交通の導入についての担い手の関係について御答弁させていただきます。

今後、本市では、デマンド交通の導入を検討する場合においては、運営を担うタクシー事業

者などの確保が課題であると認識をしております。以上でございます。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

私のほうからは、保険福祉部に所管するもので、ボランティア団体、運転ボランティア等に関する答弁をさせていただきます。

移動手段の確保に向けた人材の育成については、運転ボランティア養成講座を開催しており、受講後にボランティア登録をお願いし、人材の確保に努めております。今後も多くの市民の方に講座を受講し、運転ボランティアとして活動していただけるよう周知に努めていきます。以上です。

**○市民協働部長（山岸忠則君）**

私からは、NPOや自治会などの人材育成や団体等の立ち上げ支援、活動支援など、担い手の確保について御答弁させていただきます。

バスやタクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、持続可能な移動手段を確保するため、NPO法人や認可地縁団体等が運営主体となり、自家用自動車を使用し、実費の範囲で地域住民等の運送等を行う活動を行うことができます。

他自治体において、NPO等が運営主体となって移動手段確保の活動をされている事例があります。一般的に、市民がNPO法人や認可地縁団体等を立ち上げ、または規約に追加するなどして新たにこうした活動を行うに当たっては、まずは地域の実態や課題の把握とともに団体が主体的に事業を継続して実施するために、まずは話し合いが必要と考えます。

本市といたしましては、市民からの相談がありましたら、まずはこうした話し合いの場づくり等の支援を行ってまいります。その中で、NPO法人等、組織立ち上げに当たっての専門的な法令の解釈や法令等に基づく具体的な手続に関する相談等がありましたら、それぞれ所管する窓口を御案内させていただきます。その後、団体から事業実施に当たり、具体的な活動支援などを求められた場合には、事業担当課につなげるなど、市全体で活動支援を行ってまいります。以上です。

**○10番（石崎誠子君）**

運転ボランティアとして活動していただけるように周知に努めるという回答でありましたが、肝腎なのは、受講された方々が実際に活動できるように支援することだと思います。車両や保険の問題、マッチングの問題などがあり、受講されたもののなかなか活動に結びつかない現状であります。ぜひ市には仕組みづくりの支援にも取り組んでいただきたいと思います。

また、以前参加した県主催の住民主体の移動支援事例発表会で、日進市の住民主体の支え合いによる移動支援の事例などの発表があり、とても参考になりました。日進市では、このような事例発表会を市民に向けて行い、地域が取り組むきっかけづくりをされたと同いました。

愛西市でも、もっと福祉という枠だけにとらわれることなく、地域づくりという視点で協働のまちづくり講演会などを利用して、このような事例発表会をすることもぜひ検討していただきたいと思います。

では次に、財源について伺います。

新たな移動手段の導入には、主に国の地域公共交通確保維持改善事業の補助金などが活用できますが、法改正に伴い、令和7年度から地域公共交通計画の策定や地域公共交通会議の設置が主な補助金の利用要件となっていると聞いています。今後、愛西市ではどのように財源を確保していく考えか、お聞かせください。

○総務部長（近藤幸敏君）

新たな移動手段の導入に際しまして、財源の確保は重要な課題と認識しております。

国からの補助金を活用するためには、地域公共交通会議の設置や地域公共交通計画の策定が条件となっている点も認識しております。

新たな移動手段の導入における財源確保につきましては、本市としての導入すべき具体的な移動手段の検討と併せて、財源についても確認していくものと考えております。以上でございます。

○10番（石崎誠子君）

先ほどののらぎあも、今画面にありますが、国のデジ田という補助金を活用して導入をされています。

今後、持続可能な移動手段の導入や改善を図っていくには、やはり地域公共交通会議や協議会が必要ですと国交省の方から言われました。

また、現在、国は交通空白解消のための予算を増額し、緊急対策期間を3か年として自治体の支援を行っています。専門家の方からは、国の補助金が確保できる3年間のうちに本腰を入れて取り組むべきだとアドバイスを受けました。ぜひ愛西市も国からの支援を受けて、やれることの可能性を広げていただきたいと思います。

また、本市の問題解決には、県との連携も不可欠だと思います。

そこでお伺いいたします。

現在、愛西市は、愛知縣市町村人口問題対策検討会議の地域交通確保ワーキンググループに参加しておりますが、その会議の中で、愛西市の課題も含め、市としてどのような意見を述べてこられたのか、また愛西市の移動の足の問題解決につながる有効な情報は得られたのか、お聞かせください。

○総務部長（近藤幸敏君）

本市は、鉄道駅を軸としたまちづくりとの連携及び高齢者の移動の足の確保を課題とし、将来的な市街化区域の拡大を踏まえ、コミュニティバス路線の効率化や利便性の向上について協議を行ってまいりました。

愛知縣市町村人口問題対策検討会議の地域交通確保ワーキンググループでは、民間バスの維持や運転手不足への対応、需要の少ない地域における移動手段の確保、公共交通の利用に対する意識改革などについて議論を重ねることで、幹線地区の交通の維持、拡充、地域内交通のモード最適化、交通空白地解消、担い手の確保などを観点として課題が整理されました。

本市の移動手段の問題解決には、持続可能な運行や新たな移動手段に向けた具体的な方法である交通モードの最適化が重要であることも理解いたしました。以上でございます。

#### ○１０番（石崎誠子君）

県のワーキンググループでの協議内容は分かりました。

愛西市の問題解決には、交通モードの最適化が重要であるということです。例えば巡回バスとデマンドタクシーなど、異なる複数の交通手段を組み合わせ、移動の効率やコストを一番いい形にすることです。その交通手段の一つとして公共ライドシェアがあります。市町村やＮＰＯ法人、認可地縁団体などが自家用車を活用して提供する有償の旅客運送サービスです。公共交通機関が不足している地域で、バスやタクシーの代替手段として位置づけ、運行するものであります。

そこでお伺いいたします。

国も伴走支援をされていることから、公共ライドシェアに取り組む自治体がますます増えています。先日、愛知県も次年度から公共ライドシェアの立ち上げ支援を始めるとの発表がありました。県内市町村に公募し、そのうち３団体ほどを選定すること、ぜひ本市もエントリーしてみませんかというふうに以前にもお話をしていましたが、実際に本市はエントリーされるのかお伺いいたします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

県の自家用有償旅客運送、公共ライドシェア等の立ち上げ支援の事業の概要といたしましては、地域交通の確保、維持のため、自家用有償旅客運送、公共ライドシェア等の主体者の立ち上げのための支援を行うこととしており、令和７年度は、市民が主体となって地域交通を考えるためのワークショップ等にコーディネーター役として専門人材を派遣し、運行に向けた地域の合意形成を行っていく内容となっております。

本市においても、新たな移動手段の検討に向け、交通モード変更を含む持続可能な移動手段の構築や交通を支える担い手の確保が重要であると考え、エントリーさせていただきました。以上でございます。

#### ○１０番（石崎誠子君）

前向きにエントリーいただきありがとうございます。愛西市が選ばれることを願っております。

ここまで、交通空白地域や交通不便の解消に向けて、デマンド交通や公共ライドシェアなどの担い手確保や財源の確保、県との連携について質問してまいりました。

愛西市は、市の区域が非常に広いという背景の中で、巡回バスを改善しながら市民の移動を支えてきましたが、現行の巡回バスのみで交通空白や交通不便を解消していくのは非常に難しいことだと思います。予算が許されるなら、もっとバスを何台も増やせば解決するかもしれませんが、それを維持していくのは容易ではありません。

今後、ますます日本の人口が減少していく中で、これまでの方法にとらわれず、効率のよいかつ利便性の高い最適な公共交通体系の構築が全国でも進められています。現行の巡回バスだけでいいのか、あるいは無料でなくてももっと便利に移動ができればよいと考えておられるのか、まずは市民の移動に関するニーズをしっかりと把握していただくことが必要ではないでし

ようか。

現在、多角的な視点で考えていくために、庁舎内での横断的な協議を始められたところであり、今後は横断的にサービスを見直し、調査分析、事例研究などに取り組み、最適な手段を見いだしていただきたいと思います。

それでは、これまで副市長は、子育て支援、高齢者福祉、地域づくりなどの市民生活に密着した課題に熱心に取り組んでこられてきましたので、市民の生活の足のニーズを御理解いただいていると思います。

そこで2点伺いいたします。

1点目として、現在提供されている公共交通サービスを横断的に見直し、市民と連携しながら市民ニーズを反映させ、市全体の足の確保、充実を進めていくことについて、2点目として、スピード感を持って取り組んでいくためにも、立ち上げから軌道に乗るまでは、庁舎内でのマンパワーが重要ですが、専任の職員を配置するなど、人材配置やまた全庁的に取り組む体制づくりについて、以上の2点について副市長のお考えをお聞かせください。

#### ○副市長（清水栄利子君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

まず、市全体の足の確保、充実といいましても、市民全体のニーズに最適にお応えすることには大変難しいと考えてはおります。

これまでも、巡回バスのさらなる利便性向上を図るために、利用者アンケート等を踏まえ、運行ルートや停留所の見直し等を行ってまいりましたが、既存の巡回バスの見直しだけでは解決できない課題が多くありますことから、市といたしましては、巡回バス運行を行いながら、併せて新たな地域公共交通の在り方を検討して進めていきたいというふうに考えております。

その際、既存の公共交通体系をありきとするのではなく、将来この地域に住み、学び、働く子供から高齢者まで幅広い世代の方々の移動の足の確保を見据え、今の段階から市や地域の実情に合った公共交通体系について協議を進める必要があると考えており、現在、庁舎関係課が集まり、研究を行っているところでございます。

新たな公共交通体系の具体化を図るためには、検討体制の構築や役割分担の明確化、現状分析とともに市民のニーズ把握を行い、事業計画の策定を進める必要があります。そのため、まずは担当職員が研修に参加し、公共交通に関する理解や知識の醸成が必要とも考えております。

また、有識者からのアドバイスを得るため、今回、県によるアドバイザー派遣事業にもエントリーをしております。そして、県の人口問題対策検討会議の地域公共交通確保ワーキンググループにも参加しており、県担当課や市町村ともに情報共有、情報交換を行い、関係をしっかりと構築しながら他自治体の事例についても研究をしてまいります。

そのようなことを積み上げ、協議、検討がさらに進み、具体的な検討項目が調った段階になれば、庁舎の推進体制の構築について他自治体の事例も参考に検討する必要があると考えております。以上でございます。

#### ○10番（石崎誠子君）

副市長、ありがとうございます。前向きに取り組んでいただけるという答弁をいただき、本当にありがとうございます。愛西市がより住みやすいまちとなるように、私も協力してまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

では、ここからは永和中学校体育館の再質問のほうに入ります。

永和中学校体育館の改築費用が、国の学校施設環境改善交付金の対象になるような耐力度であることが分かりました。

そこでお伺いいたします。

調べたところ、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の建物の場合、耐力度点数が4,500点以下であれば危険な状態が高いということですが、実際に永和中学校の体育館は何点だったのか、お伺いいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

耐力上調査結果は4,500点以下で改築の補助対象となりますが、結果は3,019点でした。以上でございます。

#### ○10番（石崎誠子君）

結果が3,019点ということで、ぜひ改築するべきだなというふうに思いますし、県教育委員会からは、改築してもいいというような通知でありました。

そこでお伺いいたします。

永和中学校体育館を改築あるいは大規模改修するための今後のスケジュールはどのようになっているのか、お伺いいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

改築もしくは大規模改修に取り組むに当たり、基本構想、計画、基本設計及び実施設計を行った上で工事に着手します。

具体的なスケジュールにつきましては、手法並びに事業費について研究中であるとともに、学校関係者との意見交換を継続して実施している状況を踏まえ、現段階では差し控えさせていただきます。以上でございます。

#### ○10番（石崎誠子君）

具体的なスケジュールについてはぜひお示しいただきたかったのですが、まだ改築か大規模改修なのか決まっていないということでもあります。とにかく一日も早く方針を決めて、早急に工事を進めていただきたいと思います。子供たちが安心・安全に学校生活を送れるようにぜひお願いいたします。

いずれにせよ、数か月後には暑い夏がやってきます。今すぐに老朽化対策として、もし改築するならば、計画、設計を経て工事となると、恐らく令和10年頃に供用開始となるのではないかなと推察されます。

今月末までには、市内6つの中学校のうち永和中学校以外の体育館にはエアコンが設置されます。令和6年9月議会において、空調設備については、改築または大規模改修の実施に合わせて整備を進めたいという御答弁でありました。

そこで再度お伺いいたします。

永和中学校体育館にも、他の中学校と同様に先行してエアコンを設置していただくことはできないのでしょうか。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

教育委員会といたしましては、早期に改築もしくは大規模改修による老朽化対策に取り組む必要があると考えております。他の市内中学校に空調設備が整備されたことを踏まえ、改築もしくは大規模改修の実施時期を考慮した上で検討してまいります。以上でございます。

#### ○10番（石崎誠子君）

まずは老朽化対策の実施時期が決まってから考えるということで、子供たちが熱中症にならないように一日も早く前向きにエアコンを設置していただきますよう、よろしくお願いいたします。

とはいえ、ひどい雨漏りと部材が落下する可能性を秘めた危険な状態はそのままであります。

このように雨漏りがする状態です。これは2018年の写真です。大きな衣装ケースとかもたくさん置かれています。床もこのように凸凹になった状態になっています。

今からお話しするのは、令和6年3月の永和中学校の卒業式での話なのですが、卒業式の前日か前々日かに大雨が降ったということで、卒業式当日に先生が、体育館内に雨が降ってきますので、傘を持って入ってくださいというアナウンスを入れていたと卒業生の保護者の方からお聞きしました。それを聞いて私もすごく驚いたんですが、確かに子供たちや保護者が体育館に傘を持って入らなければならないほど、永和中学校体育館の雨漏りはもう何年も前からひどい状況であると認識しています。

そして、ちょうど天井から部材が落下した後に行われた卒業式ということもあって、教育委員会は不測の事態に備えて職員を派遣したと聞いております。

こういった状況や県の教育委員会の見解も踏まえると、より改築の必要性を感じます。早期に改築もしくは大規模改修による老朽化対策に取り組む必要があるとの認識であり、令和6年12月19日付の県教育委員会からの通知があるのにまだ方針が決まらないのは、財源がネックになっているということなのではないでしょうか。

例えばあま市美和中学校体育館の改築費用を参考にすると、永和中学校体育館の改築にかかる費用は、恐らく概算で約8億円から10億円くらいの事業費になるのではないかなと私個人は思っております。財源として市の負担が最も軽減される緊急防災・減災事業債は、今のところ令和7年度末をもって終了するため、その活用はできないと思います。聞き取りで確認したところ、事業担当課が事業内容を確定しますが、事業担当課には事業費を捻出する上での権限は及ばないということでもあります。そうすると、大きな事業を進める上で、財政課の役割は大きいのではないのでしょうか。

そこで、総務部長にお伺いいたします。

愛西市の公共事業整備基金の残高は、現在約70億円ありますが、国からの補助金を活用した上で、永和中学校体育館の改築の財源にこの基金を充てることはできないのか、お伺いいたし

ます。

○総務部長（近藤幸敏君）

改築、改修等の方向性が現在定まっていない状況において、財源の確保の方法についても特定ができないことから、具体的な事業の手法や内容の検討結果を踏まえまして、予算計上の時期に合わせて具体的な財源確保の方法についても検討することになると考えております。以上でございます。

○１０番（石崎誠子君）

改築、改修等の方向性が定まっていれば、具体的な財源確保の方法も検討されるということでもあります。

そこで、教育長にお伺いいたします。

教育委員会が事業内容を確定して、やるという方向性を示せば、財政部局はその事業に適した財源を選定するとのことでありました。それを踏まえて、教育長は、永和中学校の体育館をどうしていくべきとお考えなのか、お聞かせください。

○教育長（河野正輝君）

お答えさせていただきます。

子供たちの安心・安全な教育環境を整えるため、基本計画の施策の５として老朽化対策を進める中、永和中学校の体育館を最優先する対象として位置づけ、これまで教育委員会では検討を進めてきました。

永和中学校体育館は、改築もしくは改修を見込み、現時点で市内６中学校のうち唯一空調設備を設置していない状況にもあります。既に健全度・耐力度調査を実施し、改築もしくは大規模改修の場合にも、文部科学省の学校施設環境改善交付金の対象となることが確認できました。また、その調査において、鉄筋の腐食が進むなど、健全度の点数が低いとの結果を得ています。

今後、教育委員会としては、関係部局と調整を図るとともに、学校関係者等の意見を聞きながら、基本構想の中に改築、大規模改修の内容を盛り込み、その後、計画スケジュールを立て、そして基本設計・実施設計へと進め、工事に着手できるようにさらに進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○１０番（石崎誠子君）

ありがとうございます。ぜひ前向きに進めていきたいというふうに今御答弁をいただきました。

ちょっと教育長はこのような答弁でしたんですが、副市長もちょっと見解を聞かせていただきたいんですが、よろしいですか。

○副市長（清水栄利子君）

私から御答弁をさせていただきます。

まず永和中学校体育館につきましては、今回、健全度・耐力度調査の結果から、構造上危険な状態にあるという判定は出ております。

この耐力度調査は、少し調べてみると、国の補助を活用して施策を講じる目安を算定すると

いうことで、補助金の活用ができるということでした。

また、耐力度の低いものは、あくまでも危険あるいは老朽化が著しい状況であり、直ちに耐震の安全性が失われているわけではないということで、生徒等の安全性の確保についても守られるということでした。

しかし、現在、市では対策を講じるために事業手法等について研究を進めております。

なお、引き続き利用する生徒の安全性の確保について講じるとともに、他の中学校の施設と同様に空調の設置についても検討が必要だというふうに考えております。以上でございます。

#### ○10番（石崎誠子君）

ありがとうございました。

空調についても、また今後の老朽化対策についても検討していただけるとのことで、よろしくお願いいたします。

子供たちには一日も早く雨漏りがない、そういった状況で学校生活を送れるようにしてあげてほしいです。また、有事の際には、地域住民が安心・安全に身を寄せられる避難所として、しっかりと機能を果たすことができるようにしていただきたいと思います。

あと、今年の夏に間に合えばと思いますけれども、暑さ対策もしっかりと進めていただくことを求めまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（近藤 武君）

10番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

#### ○議長（近藤 武君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位11番の1番・馬淵紀明議員の質問を許します。

馬淵紀明議員。

#### ○1番（馬淵紀明君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めます。

昼食後のちょっと眠気を感じる時間帯かもしれません。これは食後に血糖値の変動があるため、この眠気が起こると言われています。なので、私は今日昼食を控えめにしてきました。それは関係ないかもしれませんが、しっかりと通告どおり質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

今回は、3項目について質問させていただきます。

1項目め、令和7年度当初予算についてです。

今、モニターに映していますけれども、合併してからの、決算ベースの数字になりますけれども、財政力指数と経常収支比率を表しました。合併当初は0.65あった財政力指数も、20年度は上がったんですが、それ以降下がっています。それから、経常収支比率も、義務的経費の増

加もあり、令和5年度決算で94%と非常に高い数字になっていると思います。こうした視点も含めて質問させていただきます。

1つ目、今回のこの令和7年度の当初予算の編成においては、どのような予算編成の過程を経たのか、またどのような工夫をして編成されたのか教えてください。それから、7年度の予算編成に当たって、歳出削減に努めたものは何か教えてください。

2項目め、市民の移動手段についてです。

合併してから20年間、私の調べた限りですけれども、市民の移動手段については変化がないと思っております。

そこで、合併してから市民の移動手段に関わる全ての事業の予算額の推移をお願いいたします。

それから、新たな移動手段、これも今まで過去にもいろいろ質問させていただきましたが、これについても新たな導入手段を導入する検討状況、これについてもお願いします。

3項目め、防災・減災対策についてです。

令和5年12月議会では、日常時、非常時ともに役立つ備えの防災思想、フェーズフリーの研究をしていただきたいとお話をさせていただきましたが、このフェーズフリーの研究状況をお尋ねします。

次に、テレビを見る際にリモコンで操作する方が多いんですが、このリモコンにはdボタンというのがあります。このdボタンを押すと画面が変わって、私たちが住む地域のニュースや天気、また様々な全国の情報を見ることができます。

このデータ放送を市民の情報発信ツールとして活用している自治体が多くあります。そこで、テレビデータ放送を活用した情報発信について、市の考えをお聞きしたいと思います。

以上で一括質問とします。答弁のほう、よろしくお願いします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、私からは、大項目1点目の令和7年度当初予算についての、まずどのような予算編成の過程を経たのかについて御答弁させていただきます。

予算編成の流れにつきましては、まず5月に各課が事業検証シートの作成に取りかかり、各課から提出されたシートを基に、7月、8月に事業検証作業のためヒアリングを実施します。その結果を踏まえて、各課の要求枠配分の額を決定し、通知いたします。

この枠配分については、事業に対する財源意識を徹底するため、一般財源をベースにしたものとなります。これにより、各課は、国・県の予算編成等の情報収集に努め、事業充当される国・県支出金の財源状況などを的確に把握し、積極的な特定財源の確保を図ることで一般財源を極力抑えた予算要求に努めることとなります。

枠配分を基に各部局単位で審議をし、最終検討された予算要求額が各課から提出された後、全課を対象とした財政課査定を11月から約1か月かけて実施いたします。財政課査定では、枠配分額決定時点からさらに精度を上げ、検証作業を実施し、事業費内容の精査に努めます。その後、財政課査定を通過した主要事業等について査定を実施し、その結果を反映後に最終的な

当初予算案となります。

次に、どのような工夫をして予算編成をしたのかについてですが、令和7年度は市長が任期満了を迎えることから、義務的経費や継続事業、年度当初から計上しなければ事業の執行に支障を来すものなどを中心に予算編成を行っていますが、人件費、社会保障関係費の伸びなどにより、財源不足を基金から繰り入れなければならない状況となっております。

持続可能な財政運営を図るため、国・県支出金や有利な地方債の選定など、特定財源の確保に努めるとともに、近隣自治体などの事業実施状況や予算措置等を確認し検証するなど、様々な角度から事務事業の適正化を図っております。

続きまして、予算編成に当たっての歳出削減に努めたものについてです。

歳出削減の考え方については、項目は限定せず、事業全般にわたり削減の可能性について検証を行いました。その中でも、一般財源による市単独事業については、特に時間をかけて検証を行っていますが、国・県支出金に該当する事業においても、一般財源の負担割合分があるため、これらの事業についても事業費予算が適切な計上となるよう精査に努めております。

続きまして、大項目2点目の市民の移動手段についての、市民の移動手段予算額推移はの、まず巡回バスについて御答弁させていただきます。

予算額の推移については、巡回バス運行管理委託事業について、合併当初の平成17年は佐屋・佐織地域のみで2,841万4,000円、平成26年度は4,845万2,000円、令和元年度は5,644万5,000円、令和6年度は7,764万円と推移しております。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

続いて、私のほうからは、保険福祉部所管に関する市民の移動手段の予算額の推移に関して答弁させていただきます。

高齢者の移動に関する事業は、高齢者福祉タクシー助成事業と外出支援サービス事業があります。予算額の推移は、高齢者福祉タクシー助成事業が平成17年度831万3,000円、平成26年度890万4,000円、令和元年度904万8,000円、令和6年度2,122万円です。

続いて、外出支援サービス事業が、平成17年度が1,358万9,000円、平成26年度1,609万1,000円、令和元年度1,345万5,000円、令和6年度994万6,000円。

続いて、障害者の移動に関する事業は、障害者等の福祉タクシー料金助成事業があり、予算額の推移は、平成17年度458万9,000円、平成26年度453万6,000円、令和元年度369万8,000円、令和6年度323万円。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

続きまして、新たな移動手段を導入する検討状況について御答弁させていただきます。

横断的な協議につきましては、関係課、総務課、高齢福祉課、社会福祉課、産業振興課、都市計画課、市民協働課、経営企画課におけるサービスの状況や今後の計画等の情報を交えながら、本市としての地域公共交通のあるべき姿を協議してまいります。

現段階において、明確なスケジュールは決まっておりませんが、都市計画マスタープランにもあります地域の足の確保に向けた鉄道と巡回バスによる効率的な公共交通体系について、各

担当課が考える新たな公共交通サービスを持ち寄り、本市にとって必要なサービスとは何か、本市が進むべき公共交通のあるべき姿などについて協議し、進めていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、大項目３点目の防災・減災対策に係る備えない防災、フェーズフリーの研究状況について御答弁をさせていただきます。

フェーズフリーとは、もともと災害時に備えて備蓄を行わない人が多いことから、災害時に使うものを別に用意するのではなく、ふだん使う商品やサービスなどを災害時でも使えるものに変えていくという概念であり、今では公共施設の整備やまちづくりなど、様々な分野までその概念が及んでおります。こうした新しい概念が普及し、フェーズフリーの商品やサービスが通常の商品、サービスの価格と比較し、コストがかかることなく様々な分野で提供されるようになれば、多くの市民がこうした商品、サービスを選択されるようになると思います。

本市ではフェーズフリーという言葉こそ用いておりませんが、備蓄に際しては、日常生活で利用できるものを少し多めに確保するといったまさにフェーズフリーと同じ考えで品目を準備いただくよう、市民の皆様と呼びかけてまいりました。

フェーズフリーの商品は、日常生活に広くあり、身近なものでは、ゼリー飲料や無洗米をふだんから少し多めに確保して使うこともフェーズフリーであります。また、キャンプで用いるような小型発電機もフェーズフリー商品であり、昨年11月に実施した県との津波・地震防災訓練や市防災ギャラリーにおいて、関係団体により展示をいただきました。

近年、こうしたフェーズフリーという言葉が自治体の間でも使われ始めておりますが、本市といたしましては、新しい言葉、概念を広めるのではなく、まずは災害への備えとして、どの御家庭でも確実に備蓄を行っていただくことが重要と考えております。

令和５年度に愛知県が行った防災に関する意識調査では、大規模地震の発生に備え、自宅で非常食や飲料水を３日以上備蓄している人は、食料が42.4%、飲料水が50.6%、また非常用の持ち出し袋を準備しているのは49.8%と、いまだ半数程度にとどまっております。引き続き市民の皆様には、常時持ち出しができるよう、飲料水や食料品、生活物資等、日常生活で利用できるものを少し多めに確保し、ローリングストックを活用し、可能な限り１週間分程度、最低でも３日分の家庭内備蓄を行っていただくよう周知を図ってまいります。

続きまして、テレビデータ放送dボタンを活用した情報発信の考えについて御答弁をさせていただきます。

テレビデータ放送dボタンは、テレビ放送電波の一部を利用した、テレビ番組を視聴中にニュースや天気予報、番組情報等をはじめ、様々な情報を見ることができるサービスです。自治体がこのサービスを利用して市政情報や災害情報などを発信することも可能であり、県内では、名古屋市がこのサービスを活用して民放４局で発信しております。

自治体によるテレビデータ放送を活用した災害情報の発信について、県内においてもいまだ普及していないことから、市政情報、地域情報も含めた情報発信について、まずは他市町村の

動向を注視してまいります。

なお、NHKのデータ放送dボタンからは、平時においては気象情報や河川の水位情報、災害時には避難に関する情報の発令状況や避難所の開設情報が確認できますので、こうした情報を市民の皆様に周知してまいります。

本市では、引き続き防災メール、市公式SNS、ホームページ、防災無線、ヤフー防災速報アプリ、ケーブルテレビ、コミュニティーFM、Lアラート、広報車など、様々な災害情報伝達手段を使って、災害情報や避難所開設情報などを発信してまいります。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

一括質問の答弁ありがとうございます。

再質問に移ります。

まず予算のところですが、今、表を出しましたけれども、平成29年度から来年度予算までの総予算額とか一般会計の予算額、また市税とか自主財源比率をこの表にしたんですけれども、どのような過程とか工夫して編成したというお話もありましたが、紫に色づけしてあるところが骨格予算となるところなんです、私の考えでは、投資的な事業とか政策的な事業は、6月以降の補正予算で考えれば、当初の予算が減少するのではというふうに考えるんですが、この骨格予算ではあるんですが、予算が膨らんだ要因、これを教えてください。具体的にお願いします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

一般会計予算の総額のうち45.3%を占めている民生費では、社会保障経費である扶助費の増額などにより約11億400万円の増額、また11.6%を占める総務費で人件費や標準化の影響などにより約6億5,400万円の増額となっています。

また、具体的には、児童手当給付費が約3億200万円増、障害者自立支援給付費が約1億8,700万円増、消防・はしご車、救急車で約2億6,500万円増、施設型給付費で約5億6,800万円増、電子計算一般事業で約3億2,000万円増、その他人件費全般で約4億400万円増などが主な増額要因でございます。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

要因が分かったんですが、これは6月以降に補正予算を組んでいくと思いますが、さらなる財源が必要になると思います。一括質問の答弁では、財源不足を基金から繰り入れなければならない状況が続いていると答弁がありました。

そこで、財政調整基金というのがありまして、これは使い道が自由で市の貯金でもあります。この財政調整基金を令和7年度は幾ら取り崩して、7年度末は幾らになる見込みなのか教えてください。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

財政調整基金の取崩し見込額は、約19億円です。

令和7年度末の残高見込額については、当初予算ベースでは約23億円となる見込みです。以上です。

○ 1 番（馬淵紀明君）

そうしますと、補正予算で取り崩せばさらに減少すると考えます。7年度はそれで予算が組めたと思いますけれども、8年度以降、同規模で予算を編成し、同じように財政基金を取り崩した場合、この財政調整基金が枯渇するのではないかと思います。どうでしょうか。

○総務部長（近藤幸敏君）

財政調整基金の減少につきましては、昨今の人件費や物価上昇などの影響もあり、大きな課題と捉えています。

今後の持続可能な財政運営のため、事務事業の検証、自主財源の拡充、国・県補助金や地方債の活用といった積極的な特定財源の確保、効率的な事業運営などを行うことにより、この課題に取り組んでいきたいと考えています。

財政調整基金は、景気変動や突発的な災害に対応するための重要な財源でもあり、計画的に蓄えてきたものです。短期的な財政状況だけでなく、長期的な財政健全化も視野に入れ、将来的な収支バランスを見据えつつ、市の財政規模に沿った予算編成に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 1 番（馬淵紀明君）

今の答弁は、課題に取り組んでいきたいということなんですけれども、私が質問したのは、ちょっと私の質問の仕方が悪かったらもう一回再度しますけれども、財政調整基金が枯渇する、なくなるのではないかという質問なんです。この後、例えば23億円の残高見込みで、例えば6年度も20億円とか、来年度19億円の取崩しですよ。そうすると、これなくなっちゃうのではないかという質問なんですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

先ほどの当初予算ベースでの見込みについて23億円というお話もございますが、これも現状のような基金の取崩しについては、基金の減少が今後一層進む可能性がございますので、先ほど申しましたとおり、持続可能な財政運営のための課題に取り組んでいくという形で進めたいと思っております。以上でございます。

○ 1 番（馬淵紀明君）

なくなるかなんかという答えにくいところかもしれませんが、この取り崩していく予算編成の中で、やっぱりいろんな事業を見直していくという答弁の中にありましたけれども、やはり歳入の自主財源の確保、それからもちろん歳出の見直しもしていかなければならないと思います。

そこで、一括質問でも歳出の削減について努めたものをお聞きしたんですけれども、来年度、令和7年の予算編成において縮小、また廃止した事業はあるのか、具体的にお願いします。

また、財政を圧迫する見込みだと思われる公共施設の更新、老朽化対策費用も課題ではないかと思います。来年度予算編成時の公共施設の適正配置の状況や考え方はどのようなものだったのか、お尋ねいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

来年度事業について、大きく縮小または廃止した事業はございませんが、事業の見直しに限らず支出の抑制に向けて各事業の目的や効果を定量的に評価し、より効果的な運営ができるよう予算編成を行いました。

また、公共施設の関係でございますが、市民の生活を支える公共施設は、行政サービスを提供する上で欠かせない基盤ですが、近年は人口減少や高齢化、施設の老朽化などの課題に直面しております。このような状況を踏まえ、公共施設を長期的な視点で維持管理、有効活用するために、公共施設等総合管理計画を策定し、効率的な維持管理を進めています。法定点検を通じて、それぞれの状況から優先度の設定、修繕計画を立て、費用の平準化を行いながら予算編成を行ったものでございます。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

来年度予算では、縮小・廃止した事業はないというような解釈にしますが、昨年3月議会で、補助している件数と予算額を聞いたんですね。そのときの答弁では、令和5年度は67件で、予算額としては約5億2,000万円、6年度は74件で5億5,400万円でした。対象経費、補助額などの拡大・縮小した事業もお聞きしましたがけれども、令和5年度をもって廃止した事業はないと答弁がありました。ということは、来年度においても、答弁がありました縮小・廃止した事業がなければ、歳出削減には結びついていないのではと感じるところです。

一括の答弁の中にも、歳出削減においては、一般財源による市単独事業について特に時間をかけて検証したとありましたけれども、少し疑問が残るところですね。

では、今後、財政シミュレーションというんですかね。愛西市の10年後、20年後、こういうシミュレーション、分析がされていると思いますが、どのようにされているのかお聞きします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

生産年齢人口の減少、市税収入の減少、高齢化に伴う社会保障経費の増加、毎年の物価上昇といった課題は、今後の財政運営に大きな影響を与える要因です。

今後の財政運営を考えるに当たっては、1点目の人口構造の変化として、生産年齢人口の減少は確実に進行するため、これに伴う市税収入の減少は避けられません。また、高齢化が一層進み、それに伴う医療費などや扶助費の増加が予想されます。

2点目の市税収入の減少として、生産年齢人口の減少により市税収入は減少傾向にあります。特に個人住民税が大きな影響を受けるものと見込まれます。

3点目の社会保障経費の増加としては、高齢化に伴い医療費、介護費用、福祉関連の経費が増加傾向を示しています。これにより、義務的経費の拡大が懸念されます。

4点目の物価上昇の影響としては、物価上昇は公共サービスの公共コストやインフラの維持管理費用の増大を招くため、財政負担が増加する要因となります。

以上のような観点を意識しながら行財政運営を進める必要があると考えております。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

今、4点にわたってそのように分析されているという答弁をお聞きしました。そうであるな

らば、やはりこの歳入確保もですが、やはり歳出削減については取り組んでいかなければならないのではないかと思います。

現実的に、今、愛西市は歳入による自主財源が少なく、基金を取り崩している状況は先ほどもお話ししました。歳出で分析されています義務的経費の増加、また特別会計、企業会計の繰出金の増加も影響していくと思います。今後、財政の硬直が進んでいくと、市の財政運営が不安定になると思われます。

答弁もありましたが、歳入に見合った予算規模の転換ですね。さらなる歳出の削減に努めていく必要があると思いますが、このことについてはどのように考えますか。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

本市は、市税などの自主財源が少ない一方で、社会保障費などの義務的経費の増加などの要因により財政の硬直化が進んでいる状況です。

このような中で市の財政運営を安定化させるためには、歳入に見合った予算規模への転換と歳出の削減が必要不可欠であると認識しています。

歳入面では、国・県補助金やふるさと納税などの自主財源の確保について、これまで以上に努めてまいります。また、地域内経済の活性化を図るために、企業誘致や産業振興策を強化し、市税収入の拡大を目指します。

また、歳出面では、財政の重点化、効率化を進めていくとともに、効率的な公共施設の運営や長寿命化を進めることで将来的な財政負担の軽減、平準化を行い、持続可能な財政基盤を確立していきたいと考えております。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

そのように認識しているならば、早急に取り組んでいただきたいと思います。

歳入の確保については、企業誘致など努力されていると思いますが、すぐに効果が出るものではないと思います。過去から実施している事業だからといって、今後の財源確保の点で困難が予想されるとしたら、これまで以上の事業規模などの検証、審議をする必要があるのではないのでしょうか。場合によっては、別の手段による政策目的の達成を考える必要があると思います。

公共施設等総合管理計画を策定し、効率的な維持管理を進めているとも答弁がありました。昨年の3月議会の答弁でも、今後計画をしている30%を削減しても市民の負担増は避けられないと答弁もありました。

この公共施設等総合管理計画の見直す時期が近づいてきていると思うので、今行えることを進めながら、公共施設の適正配置についてもしっかりと取り組んでいただき、さらなる行財政改革に努めていただき、持続可能な運営をお願いしたいと思います。

次に、2項目めの市民の移動手段の再質問です。

合併後の予算額の推移が分かりました。全ての移動手段に係る事業費、年々増加している。全部合計すると年々増加していて、令和6年度の予算は全部足すと約1億1,200万円となります。7年度予算も計算してみたんですけど、全て今の言われた事業を計算すると約9,940万円、

約1億円ですね。この1億円の予算があれば、もっと工夫して市民の移動手段につながることを考えられないかと思いますが、財政課としては、令和7年度予算査定において、市民の移動手段に係る事業費に対してどのような考えなのか、教えてください。

○総務部長（近藤幸敏君）

人口減少や高齢化の進行に対応するための移動手段の確保は、重要な施策の一つと考えており、高齢者の方や交通手段が限られた方々が安心して生活できるよう、財政的な持続可能性にも配慮しながら取り組むものと考えております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

では次に、一括質問で移動手段の検討状況を聞きました。明確なスケジュール等、ないというお話ですが、関係機関と協議していくというお話だったので、前向きに進んでいくと思われそうです。

しかし、昨年の12月議会の答弁で、地域公共交通会議はなくても、自家用有償旅客運送の導入には影響がないとありましたけれども、なぜ今まで導入しなかったのか疑問です。その自家用有償旅客運送の考えは確認したいと思いますし、地域公共交通会議の設置、これについても、愛知県の市の中でないのは愛西市だけです。この20年間、移動手段の事業に変化がなかったことに対して、会議がなかったことが影響がなかったのか。

それから、地域住民の足となる日常生活での移動は、近隣自治体まで広がっていると思うんですよね。そうしたこともあり、これから近隣自治体と連携した広域的な情報交換は考えていないのか、お尋ねします。

○総務部長（近藤幸敏君）

自家用有償旅客運送、これは公共ライドシェアでございますが、の導入につきましては、実施に向けては地域住民のニーズの把握、法的手続及び運行管理体制の担い手の確保などが必要と考えております。

本市も新たな移動手段の検討に向けて、交通モード変更を含む持続可能な移動手段の構築や交通を支える担い手の確保が重要であると認識しております。

県の自家用有償旅客運送、公共ライドシェア等の立ち上げ支援の事業にエントリーをいたしました。また、地域公共交通会議の設置については、本市の巡回バスの運行にどのような影響が発生するのかを検討するため、巡回バス運行検討委員会において協議を予定しております。

これまでの市民の皆さんの移動手段については、順次改善を行い、平成19年9月には、佐屋・佐織地区で運行していた巡回バスを立田・八開地区でも運行を開始し、平成26年4月には大幅な見直しを実施してまいりました。あわせて令和5年に実施した市民アンケートの結果に基づき、本年4月には、より利用しやすい巡回バス運行を目指して改定する予定でございます。

また、福祉部門においても、高齢者福祉タクシー料金助成事業等の改善を行いながら、支援を継続しています。

今後も公共交通の確保、維持を目指し、本市の地域公共交通のあるべき姿を協議してまいりたいと考えております。

また、近隣自治体との連携等の情報交換の関係でございます。

近隣自治体との連携強化は、今後の課題として認識しておりますが、現時点では具体的な連携の計画などはありません。

今後についても、参加している愛知県市町村人口問題対策検討会議の地域交通確保ワーキンググループなどを通じて、他自治体の取組や事例の情報収集に努めてまいります。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

県の事業にエントリーしたというお話もありましたけれども、今日の中日新聞にも掲載されていました。ぜひ愛西市も選択されてほしいと思いますし、引き続きこの近隣自治体の会議の設置のことについてもいろいろ協議しながら、前向きに進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

では、3項目めの再質問ですね。防災・減災対策のところです。

フェーズフリーについての研究状況をお尋ねしました。ちょっと答弁が長過ぎて分かりづらかったんですけども、研究状況をお聞きしたんですけども、市民に分かりやすい答弁をお願いしたいと思います。

そこで、いろんな商品があるんですけど、今日、実際うちにあるのを持ってきました。

1つは、これは使っているボールペンなんですけれども、何でもないボールペンなんです、これは加圧ボールペンといいまして、インクが専用でして、空気の圧縮で押すことができ、上向きでも書けますし、濡れた紙にも書ける、それから氷点下でも書けるというフェーズフリーの認証を受けたボールペンです。

また、紙コップなんですけれども、これも通常は無地の紙コップが多いんですが、これが、このように目盛りが入ってまして、例えば災害時に粉ミルクを用意するときに、そういう測るものがなくて、これを入れるのはここだとか、御飯を炊くときの水の量とか、こういうのが目安になる、こういう非常時に計量として使える道具というか紙コップです。

どちらもこのフェーズフリーの認証を受けてまして、ほかにもたくさんあるんですが、この身の回りにあるものやサービスを日常だけではなく非常時にも役立てていただきたいと思います。答弁がありました、新しい言葉、概念かもしれませんが、日常時、非常時を切り離さず、私はやっぱりフェーズフリーの考え方を周知していただきたいと思いますけれども、市の考えをお聞きします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

備蓄食料をローリングストックすることもフェーズフリーの一つであります、ローリングストックの必要性については、引き続き既に普及しているその言葉を用いて周知徹底してまいります。

その他、フェーズフリーの考え方について、アウトドアグッズやキャンプ用品などは、日常時、非常時ともに役に立つ商品として既に認知されておりますが、無洗米やゼリー飲料など、意識していないが、実は日常時でも災害時でも役に立つという商品が身の回りに多くあると思

います。本市といたしましては、自主防災訓練や出前講座等の機会を通じて、身の回りのものを改めて確認し、気づいていただけるよう周知に工夫をしております。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

周知に工夫をお願いしたいと思います。

それで、このフェーズフリーの取組は進んでいるんですけれども、徳島県鳴門市では、このフェーズフリーを導入して、子供たちの防災教育に取り組んでいるという、ネットにも載っていますし、文部科学省の学校安全サイトにも載っています。やはり日常で溶け込んでいるものが自然と住民を守るということを、やはり子供のときからそういうものを知っていただく、また知るきっかけをつくっていただきたいと思います。こういうことについては、また教育長にもお願いしたいんですけれども、フェーズフリーだけではないんですけれども、いろいろなこういう取組をしている中で、やっぱり各課の連携、今日は危機管理課も答弁されていますけれども、いろいろな情報共有をして、少しでもプラスになるようなまた工夫を研究していただきたいと思います。

最後に、データ放送のところの再質問を行います。

今、画面に載せていますけれども、これはデータ放送を活用した他地域の展開例ということで、通常時はこういうようなイベントや、この画像に載っているのはコロナの周知とか、そういうものを載せています。

例えば愛西市が導入した場合何ができるかというのは、例えば市制20周年とか、スポーツイベント、それからアジア競技大会とかもリアルタイムで発信できると思いますし、先ほどのフェーズフリーとか備蓄の考え方もここに載せて周知ができると思います。それから非常時、緊急時は、こういう市長からのメッセージや災害情報、災害の状況等も載せられると思いますし、非常に有効的ではないのかなと思います。

そこで、実際に福岡県の広川町というところに調査に行ってきたんですけれども、やはりそのように、平時はこういうふうに載せていまして、非常時というか、実際、令和5年7月に豪雨災害がありまして、そのときもリアルタイムにその防災情報またその発災後の情報を周知できたと、効果があったという話を聞いてきました。

こういうことはやはり一つのツールとなるとは考えますけれども、愛西市においても高齢者が増えている中、こういうSNSやホームページだけの周知ではなくて、こういう一つの新しいツール、またパソコンやスマートフォンの操作に不慣れな高齢者の方には伝わりやすいと思いますけれども、市の見解をお願いします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

本市では、防災メール、市公式SNS、ホームページ、ヤフー防災速報アプリのほか、パソコンなどを使わなくても情報収集ができる防災無線、ケーブルテレビ、コミュニティーFM、Lアラート、広報車など、様々な災害情報伝達手段を使って災害情報や避難所開設情報などを発信しております。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

いろんな手段で発信することはいいんですが、目的は伝わっているかどうかだと思うんですね。高齢者に伝わっているのか。発信するツールはたくさんあったほうがいいと思いますし、いかに高齢者だけじゃないんですけれども、伝わっているかというところが僕は非常に重要だと思っております。

また、Ｌアラートの活用という話もありましたけれども、この情報は避難所の開設情報等にとどまっており、避難生活に必要な情報などはもっと細かく周知していく必要があると思います。

また、NHKデータ放送による情報周知をしていくとありましたけれども、これは活用も進めて、周知を進めてほしいんですけれども、やはり複数のテレビ局で実施できるようになれば、より多くの市民の方にタイムリーな市政情報や災害時の情報も届けられるのではないのでしょうか。こうした利点、高齢者にも優しいと思いますデータ放送活用を、情報発信を検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

県内において、いまだ普及していないことから、市政情報、地域情報を含めた情報発信について、他市町村の動向を注視してまいりたいと思っております。以上です。

#### ○１番（馬淵紀明君）

県内に普及していないことは、私の考えですけれども、検討しない理由にはならないと思うんですね。予算的な問題やこういう新規事業は慎重に考えていく必要があるとは理解します。

やはり先ほどもお話ししましたがけれども、重要なのは、発信することだけではなくて、住民に対して正確かつタイムリーに情報を発信し、その情報が伝わっているかどうかだと思います。市が進めていこうという答弁がありましたNHKのデータ放送における情報発信というのも一つ、これはdボタンを押すとそういう情報が出るということは、まだ市民の方が知らない方が多いと思います。そういう周知ができる場として、防災訓練だけではなくて、いろんなスポーツイベントとか、人が集まるところで周知していただくことが大事だと思います。

今日は、この防災・減災対策について、フェーズフリーについても質問しましたがけれども、このデータ放送の活用も日常時と非常時、どちらにおいても役立つ、利用できるサービスだと思います。予算的な問題、財源的に厳しいということも今日お聞きして分かりましたけれども、やはりこの件についても、危機管理課だけではなくて、いろんな課を全庁的に研究していただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（近藤 武君）

１番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は13時55分といたします。

午後１時45分 休憩

午後１時55分 再開

#### ○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位12番の4番・河合克平議員の質問を許します。

河合克平議員。

#### ○4番（河合克平君）

では、市民の声を市政にの立場で一般質問を行います。

今日は4点質問いたします。

初めに、道の駅整備というのが行われておりますが、ますます愛西市の将来に大きな負担となっていくのではないかと。費用対効果から真に必要な事業であるかが問われているのではないのでしょうか。また、経営者の視点が欠落した事業になっているのではないかと。この道の駅周辺整備による市の財政への影響を確認いたします。

市民の方々からは、50億の投資と10年で8億5,000万円の管理費用、市民の税金をどれだけ使うのかということで声をいただきます。また、今後の愛西市の運営は大丈夫なのか、投資しただけ回収がされるのか、効果があるのかとの声も届いているところであります。道の駅周辺整備により、現在と将来の愛西市の財政に与える影響をまず確認いたします。

また、今回、令和7年度の予算方針には、真に必要な事業という言葉や経営者の視点という言葉がありますが、具体的にどのような内容なのか教えてください。

地域振興のための道の駅周辺整備や自主財源の確保のための企業誘致に巨額に投資をして、将来を担う子供たちの学ぶ場所である学校の老朽化対策は全く遅れているのではないのでしょうか。その理由について確認します。

2点目に、10年前から市民の願いである安全で安心できる佐屋駅の整備を求めてきましたが、佐屋駅周辺基本計画（案）の提案がされています。この中で、パブリックコメントの本数とその内容についてお伺いします。また、地権者の方からどのような受け止めがあるのかも併せてお願いします。

3点目に、あいさい健康ロードのあいさんさんコースについての鳥のふん害の問題であります。

鳥が大群にて、ふんによる健康の不安があるという声がありました。ふん害の解消のための市の考えをお伺いします。

4点目に、県道を横断するための横断歩道が危ないと市民の方から声が届きました。あいさい健康ロードの県道横断のための横断歩道の設置、この経緯と歩行者の安全対策を行う考えを併せてお伺いします。

時間がありませんので、短く答弁をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私からは、大項目1点目の道の駅周辺整備による財政への影響は、まず道の駅周辺整備により、現在と将来の愛西市の財政に与える影響はついて御答弁させていただきます。

道の駅周辺整備事業における財源については、合併特例債や国・県の補助金を活用することで、現在と将来における市の一般財源の負担を可能な限り軽減するよう配慮しております。合

併特例債については、元利償還金の70%が交付税措置され、有利な起債とされており、過去に行った大型事業でも活用がされてまいりました。合併特例債が活用された総合斎苑や統合庁舎では、借入金が大きくなる年については、将来にわたる償還期間を長くし、各年度の支出の平準化を図ることで年度間の負担を軽減する取組を行っており、道の駅についても、総合斎苑や統合庁舎などと同様に、元利償還金の70%が交付税措置される合併特例債を活用した上で、さらに償還期間の選択により年度間の平準化を図るよう取り組むことで、将来にわたる負担にも配慮していきたいと考えております。

続きまして、2点目の令和7年度の予算編成にある、真に必要な事業と経営者の視点の内容について御答弁させていただきます。

市としては、限られた財源の中で事業内容や費用対効果等の検証を繰り返し、事業を展開していく考えであり、真に必要な事業かどうかについても、事業内容や費用対効果等の事業検証を実施していく考えです。

また、市の政策を進めていく上で、PDCAサイクルの実践と費用対効果等を見極めた予算要求をするよう事務を進めていく必要があると考えており、それには職員一人一人が毎日の業務を前例踏襲でこなすだけではなく、経営者の視点を常に意識し、業務改善に取り組む姿勢が必要だと考えております。

私からは以上でございます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、学校の老朽化対策への取組について御答弁させていただきます。

令和5年に策定した第3次教育行政の目標で掲げる「一人一人の学びを支えるまちづくり～多様性を尊重し、主体的に学ぶ人を育てます～」を実現するために、自主財源で取り組む自治体が少ない中、先進的に令和5年度から中学生体験学習事業を実施したのをはじめ、令和6年度からは、中学校給食費無償化事業や中学校体育館空調設備の整備などを進めてまいりました。

新年度事業への取組は、教育委員会において、事業の緊急性や必要性、業務量等を総合的に勘案して優先順位をつけます。市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画に基づく取組として、令和7年度は、佐屋小学校における基本構想・計画に係る取組のほか、愛知県教育委員会から派遣される指導主事を1人増員する提案をさせていただいております。

A中学校（仮称）準備委員会並びにB中学校（仮称）準備委員会では、教育課程や学校行事計画、学校名や校歌、校則、生徒や教員の事前交流計画、通学路の設定、PTAやコミュニティスクールなどについて具体的な検討・協議に取り組むことを計画しております。

学校施設の老朽化対策は、令和7年度において新たに取り組む児童・生徒が利用するタブレットの更新、スクールソーシャルワーカー並びに部活動指導員の配置などと同様に、教育事業全般に係る事業費及び業務量等を踏まえ、計画的に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは大項目2点目、安心・安全な佐屋駅整備をということで、初めに佐屋駅周辺整備基

本計画（案）についてのパブコメの本数と内容はということでございます。

佐屋駅周辺は、市町村合併以前から市街地として駅を中心に住宅が広がり、多くの駅利用者がいますが、一方で駅前広場が整備されておらず、駅周辺の渋滞対策や駅利用者の安全対策等が課題となっています。そうした状況を踏まえ、駅利用者や周辺住民が抱える交通上の課題解決を最優先にした、交通利便性が高く安全なまちづくりを進めるため、佐屋駅周辺整備基本計画（案）を作成いたしました。

駅西側では、駅利用者が駅前広場内を安心して歩行できるように、ゆとりある歩行空間の整備や、送迎車が駅前広場を快適に利用できるようにロータリーの整備、県道の通勤・通学時間帯の交通混雑が解消できるように県道以外のアクセス道路の整備を行う内容となっております。

駅東側では、駅西側の駅前広場を補完する施設として、ロータリーの整備や集約された駐輪場の整備、地域住民の交流の場、駅利用者の滞留の場として広場の整備を行う内容となっております。

整備スケジュール（案）では、長年にわたる地域の課題である歩行者と送迎車との交錯を防ぐために、まずは駅舎側の駅西周辺整備から令和8年度より事業着手し、駅東周辺整備は進捗状況を踏まえ、段階的に整備に取りかかる内容となっております。その基本計画（案）の内容について、令和6年12月16日から令和7年1月17日までの間、市民の皆様からの意見募集を行った結果、延べ17人から34件の貴重な御意見をいただきました。

主な意見といたしまして、計画（案）に賛成する早期実現を期待する、駅東側に改札口を設置してほしい、駅南側の駐輪場を残してほしい、鉄道高架化事業を推進してほしい、新たなアクセス道路を1路線のみで整備は疑問があるなどがありました。

続きまして、地権者の方々や地元の方々の受け止めはということでございます。

地元の総代、役員の方々とは、佐屋駅周辺整備基本計画（案）についてのパブリックコメントによる意見募集前に、佐屋駅周辺整備事業についてこれまでに勉強会を重ね、御意見を伺ってまいりました。また、権利者及び関係者に状況報告を含め自宅訪問等を行い、計画の進捗状況をお伝えしたり、御意見を伺ってまいりました。この中で、駅周辺整備の必要性については多くの賛成意見があり、一方で具体の整備内容については賛同する意見と改善を期待する意見がございました。

私からは以上です。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

私からは大項目3点目のあいさい健康ロードのあいさいさんコースの鳥のふん害の対策について御答弁させていただきます。

ゲノタ幹線水路で北一色町と須依町の境に位置する愛西市中央図書館南のゲノタ橋から西側のゲノタ幹線水路エリアにおいて、水路の中やそのフェンス、電柱や電線、鉄塔、住宅の屋根等にアオサギやシロサギ、ユリカモメなど数十羽を確認しております。2年ほど前には、今回確認された場所から東側になります愛西市文化会館や愛西市佐屋スポーツセンターの南側のゲノタ幹線水路エリアの水路の中やそのフェンス、電柱や電線、鉄塔、住宅の屋根等にサギなど

を大量に確認しました。多くのサギが集まり、また渡り鳥、ユリカモメが大量に飛来してくるのは、田畑や川、水路等に餌がたくさんあるのが原因であり、愛西市に豊かな自然が保たれていることが要因と考えています。

次に、ふん害があると聞くが、その解消のための市の考えにつきましては、多くの野鳥が確認された場所では大量のふんが落とされております。2年ほど前にゲノタ幹線水路に大量の野鳥が確認された際には、電柱や電線を管理する中部電力パワーグリッド株式会社にふん害について連絡し、電柱に鳥害防止キャップを、電線には鳥害防止器を、電柱の器具には鳥害防止具、剣山を設置していただくなど鳥よけ対策を行っていただきました。今回も中部電力パワーグリッド株式会社に同様の対策を講じていただくよう依頼し、対応していただく旨、回答をいただいております。

また、野鳥がこの場所に集まるのは、ゲノタ幹線水路に野鳥の餌となる大量の魚などの生物がいることが原因でないかと考えており、水路を管理する日光川西悪水土地改良区にこの状況を伝え、野鳥が餌となる魚などの生物に近づかないようテグスや網などを設置することや、魚が滞留しないよう水位の引上げを行うことなど、改良区に対策を行っていただくよう依頼をしております。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により、鳥獣を捕獲したり殺傷したりすることは禁止されております。地域の方々には大変御迷惑をおかけしております。本市といたしましては、施設・設備を管理する関係機関等に今回の野鳥によるふん害の状況を伝え、対策を行っていただくよう依頼をしております。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

私からは大項目4点目、健康ロードの設置経緯と横断歩道の関係について御答弁申し上げます。

市役所南側から垣見鉄工アリーナ北側までのゲノタ幹線水路沿いの遊歩道整備に伴い、桜並木や田園風景の緑あふれる自然豊かな環境で市民の皆様にも利用していただけるよう、令和5年7月に遊歩道をあいさい健康ロードとし、ロード表示や看板を設置いたしました。市役所南側のゲノタ幹線水路沿いのコースには1.1キロのあいさんコース、垣見鉄工アリーナ北側のゲノタ幹線水路沿いのコースには1.8キロのあるこちゃんコースの2コースを、コース選定の際に安全面を考慮した上で、県道を横断することがない経路として設定しています。

県道については、それぞれのコースの接点付近に設置されていますが、健康ロードのコースとしては県道を横断することは想定していません。

次に、安全対策という点では、あいさい健康ロードをウォーキングされる場合には、スマートフォンアプリのあいち健康プラスのリアルウォークコースの機能を活用することを想定しており、コース内に設定されたチェックポイントでその場所の画像を確認しながら歩きますので、可能な限り安全な経路を選定することとしています。

私からは以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

同じく、あいさい健康ロードの横断歩道の関係で御答弁させていただきたいと思います。

県道富島・津島線のゲノタ幹線水路に架かります稲葉橋には、令和３年３月に横断歩道が設置されました。この横断歩道が設置された経緯は、県営水環境整備事業で護岸及び管理用道路の整備が進められ、遊歩道として多目的の活用も見込まれる中、稲葉町からの要望が契機となりました。

市といたしましても、管理用道路の活用に当たり、安全対策が必要であると判断し、地域からの要望を事業主体である海部農林水産事務所に伝え、海部農林水産事務所が津島警察、道路管理者と協議を進め、横断歩道の設置に至りました。

次に、安全対策でございますが、現場の横断歩道及び横断歩道があることを予告するダイヤモンド、指示標識は劣化しておらず、また道路照明も設置されていることから、一定の安全対策がされた横断歩道となります。このため、さらなる安全対策を県へ要望することなど、現時点で行う考えはございません。以上でございます。

#### ○４番（河合克平君）

では最初に、財政への影響ということで確認をしましたので、道の駅の整備による財政への影響は一体どうなっているのか再度質問いたします。

まず、この道の駅周辺整備による市の財政への影響として、維持管理の費用は幾らかということですね。この費用について教えてください。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

道の駅を維持していくための費用ということでございます。

道の駅ふれあいの里H A S Uパークの維持費用につきましては、令和６年６月議会において、道の駅あいさい及び花はす公園指定管理料を８億２,７７９万６,０００円に物価変動等を加減した額ということで、令和７年度から令和１６年度までの１０年間の債務負担行為を設定し、お認めをいただいております。

指定管理料に関しまして、管理許可使用料と還元分の収入を見込んでおります。

運営に当たりましては、指定管理者の効率的な維持管理や利用者ニーズを捉えた自主事業の展開などにより、道の駅を訪れる来訪者のリピート率を高め、より高付加価値で安定した経営を望むところでございます。

また、都市公園は、公園の性質上、収益を伴わない施設ではあるものの、市民や来訪者に憩いの場、活動の場を提供し、豊かな地域づくり、地域の活性化に寄与するもので、他の指定管理者制度で管理運営いただいている体育施設、福祉施設、子育て施設と同様に、経済的価値ではない社会的価値を提供するものでございます。さらに、来訪者がＳＮＳなどコミュニケーションツールを用い発信することで、本市のＰＲにつながるが大いに期待をされます。

指定管理者には、効率的・効果的な運営を努めていただくよう機会を捉え、促してまいります。以上でございます。

#### ○４番（河合克平君）

長い答弁をいただいたんですが、結局、道の駅周辺整備によって財政への影響はないという

ことでいいのか、教えてください。将来の負担に配慮しているのではないのか、平準化しているからなのか、この道の駅の整備については財政の影響がないという状況であるのか、教えてください。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

先ほども御答弁させていただいたように、年間約8,000万の指定管理料に対しまして、先ほど御答弁いたしました管理許可使用料、あと指定管理者の当然営業による還元分というのがあります。それで差引きをしますと、年間で約7,000万円程度の支出にはなるかなあというふうには思っています。

とはいえ、私が先ほど御答弁させていただきました収入については、指定管理者の努力により、もうそれは増えることは可能だと思いますし、公園というものは、やはりそちらがなかなか、簡単に言うと収益を生む施設ではないというところもございますので、そこら辺につきましては、私どもの今事業をしている道の駅、今後グランドオープンした後に対しても、適正な金額であるというふうに考えております。以上です。

**○4番（河合克平君）**

いや、維持管理の費用は分かりましたけど、道の駅の周辺整備による公債費等、借金によって与えられる財政への影響というのはどうなっているのか。平準化しているので、財政への影響はないということでもいいでしょうか。お願いします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

起債の関係の御答弁をさせていただくことになると思いますが、道の駅の周辺整備事業における財源につきましては、合併特例債の割合が大きく、償還期間中は公債費として一定額を計上することとなる一方で、この元利償還金の70%が交付税措置がされます。特定年度の過度な負担や現役世代にのみ負担が集中しないような対応などで借り入れるものですが、これまでの合併特例債が活用された総合斎苑や統合庁舎などの事業と同様に、市の実質的な負担は軽減されるものと考えております。以上でございます。

**○4番（河合克平君）**

部長、実質的な負担は軽減されるという答弁なので、市の財政に対する影響はないということでもいいですか。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

先ほども申しましたけれども、交付税措置率70%で一定額の償還額は計上されるという理解でおります。以上でございます。

**○4番（河合克平君）**

維持費については、費用がかからないと。費用はあるけれども、必要のどうしても利益を生むものではないからかかるということを言っているの、という話だったので、維持費については財政に関わる影響があるというふうに理解していいですか。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

道の駅に限らず、市の施設全般におきましては、維持管理経費というものは必ずかかってく

るというふうに理解しておりますので、こういったことで道の駅についても管理経費としてはかかってくるものと理解しております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

いや、部長、何回も聞いておるんだけど、この道の駅の整備事業というのは、市の財政に対する影響はあるのかないのか。将来にわたってどうなのかと聞いておるわけだから、明確にあるのかないのか。将来にわたっては負担が増えて大変なことになるというふうに思っているのかどうか確認です。

○総務部長（近藤幸敏君）

繰り返しの話になりますけれども、道の駅に限らず、その維持管理経費というのはかかってくるので、先ほどお認めいただいた10年間の経費、指定管理料については負担行為という形でお認めいただいているというふうに理解をしております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

何度言っても答えていただけないのであれですけど、実際に費用の負担がかかると。維持管理経費は増えているということ。また、公債費といって借金の負担についても増えてくるのではないかというふうに考えますが、公債費については、10年前と5年前とどういう実績なのか教えてください。

○総務部長（近藤幸敏君）

公債費の実績について、平成27年度と令和2年度の決算数値でお答えさせていただきます。

平成27年度は、元金が18億1,243万4,790円、利子が2億1,056万8,303円です。令和2年度は、元金が20億4,968万8,833円、利子は9,996万6,800円でございます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

借金の返済20億ほどと、年間ということですね。今50億の費用をかけて道の駅をするということは、2年間ぐらいかかれば50億については返してしまうという状況であるということで認識をしていますが、そういった点では、将来にわたって長年負担がかかるということではないと思いますけれども、平準化しているということについて、再度、平準化しているので財政に対する影響はないというふうに言い切るのかどうか、もう一度確認をお願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

借入れの償還については、償還期間等、これから今もう決定しているものもございしますが、そういった期間に沿って平準化していくということになりますので、公債費にはその分が年度ごとに上乗せされていくというような理解でおりますし、公債費自身も、全体でいけば償還が終わるものについては残高としてはなくなっていくという理解でおります。以上でございます。

○4番（河合克平君）

将来において、道の駅周辺整備についての負担が財政的にないということであるならば、道の駅周辺整備を行う中で、それで行えないでいる小学校の老朽化対策というのも、また道の駅、佐屋駅の周辺整備というのも一緒に進めていけるという問題ではないかと思っておりますが、そのことについて、そういうふうに進めていけるだけの財政的な状況があるということでのいいの

か、教えてください。

○総務部長（近藤幸敏君）

市で実施する事業全般につきましては、計画的に、まず各課から実施予定の事業について予算要求前から事業内容や費用対効果等の検証を行っておりますので、その検証結果を踏まえて、各課から予算要求がされ、査定を経て当初予算となってくるものでございます。そういった過程を今までも進めております。

学校の老朽化対策についても同様の取扱いになると考えております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

平準化していく、将来にわたって平準、平にという平準ですね。ならしていくということであれば、ならしていくのが遅くなれば遅くなるほど、市の様々な、例えば小学校の老朽化が進まないというふうに思ってしまうんですけれども、平準化しても小学校の老朽化は進めていくということでもいいですか。そういう覚悟が財政課にあるということでもいいですか。

○総務部長（近藤幸敏君）

先ほども申しましたが、事業についてはそれぞれの関係で計画的に進められているというふうに思っております。その年度ごとにそれぞれの事業についての予算要求があった上で検証した結果、予算査定までの経過を踏んで、最終的に予算案としての過程になるかどうかということを進めた上で決定していくことになるというふうに考えております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

私が聞いているのは、道の駅の整備が愛西市の将来にとって負担になっているのかどうかということと、負担になっていないのであれば、小学校の老朽化とか、計画的に進められるものはどんどん進めていくということでもいいかと、そういうふうな財政運営をしていくということでもいいのか確認をしているんですけど、そのことについては今計画的に進めていくのでやっていきますということであれば、小学校の老朽化対策も進むし、永和体育館の改修も進むし、また佐屋駅の駅の整備も進むというふうに思っていればいいんですかということについて確認しているんですけど、そのたびごとに業務の見直しをして、またそのたびに提案してもらって決めていきますということであれば、また後になって後になって後になってという可能性もあるので、これらの今3つ計画されていること、今計画が行われているものについて順次計画どおり進められていくという、そういう前提でいいのか確認をさせてほしいんですが、お願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

財源の確保の方法も含めてになると思いますが、具体的な事業の手法や内容については、そのときそのときで検討されていくことになろうと思いますし、その手順を経た結果を踏まえて、予算計上の時期に合わせて財源の確保の方法なども検討していくことになろうかと思います。その財源の確保も含めて、事業の計画に沿って進めていくことになるのではないというふうに考えております。以上でございます。

○4番（河合克平君）

計画があっても、財源があるとか、その状況があるので進まないこともあるということだと思います。

○総務部長（近藤幸敏君）

計画についてと財源についての関係については、それぞれその時期に応じて、その時期の関係の財源のメニューなんかもあるかと思いますので、そういったことを念頭に入れながら考えていくことになろうかと思います。以上でございます。

○4番（河合克平君）

最初の答弁で、PDCAといってプラン・ドゥー・チェック・アクションというのがあるんですけども、プランを立てたものについて行っていくと。そして、その上でチェックをして、次の段階にしていくということの継続を、そういう回転をしていくということになっているわけなので、プランがあるものについてはまず行わないかんというのがこのPDCAのサイクルの基本なんですけど、プランがあるものを、今小学校の老朽化対策のプランもあるし、佐屋駅を改修するプランもあるし、そして永和の体育館についてもプランがある。このプランについてはまず行う、行えるようにするという、そういう決意で財政課はおるということだと思います。もう一度確認です。

○総務部長（近藤幸敏君）

プランについては、いろんなレベルというか、基本構想、基本計画、実施計画等それぞれあるかと思いますが、そのプランについての内容によって順次判断していくことになろうかと思っています。以上でございます。

○4番（河合克平君）

プランによって、内容によって判断していくということは、道の駅についてはプランをつくってすぐ進めて、地域振興のためにやってきたと。これは必ず7割の補助がされる、そういう有利な起債ができたのでやってきたということで、今後は佐屋駅もあるし、佐屋小学校の老朽化もあるし、あるいは永和中学校の体育館の老朽化もあるし、それについては計画をつけられて、そのたびに財源を見てやるかどうか決めますということなので、これから順調よく進めていくという、そういう答弁をいただいたけど、そういうことではないということだと思います。その確認です。

○市長（日永貴章君）

今までの経緯等もありますので、当然財源も大切ですけども、財源以外にも、例えば佐屋駅でも、都市計画決定が昭和50年代にできて、その後、今まで、今日までいろいろな課題があり、やっとならここで基本計画までたどり着くことができました。

今後についても、しっかり地元や関係者の方々との御意見を交換しながら、じゃあ本当にスケジュールをつくった、今もスケジュールが出ておりますけれども、じゃあそのスケジュールどおりにいくかどうかは、財源のみではありません。ほかのいろんな要素があれば、それも課題を解決しながら進めていかなければならないというふうに思いますし、学校の件でもそうですけれども、当初出した計画から、平成26年からいろいろ検討を進めてきておりますけれども、

そういったいろいろな課題があつて今まで来ていますので、当然財政も大切ではありますが、これからも、これからのプロセスも着実に我々としては進めていかなければならないので、今河合議員が言われて、今の計画がそのまま進みますかと言われても、それを進めますとも、進めるように我々は努力はしていきますけれども、その計画どおりに進むかどうかはまだ確実なことは言えません。当然いろいろな課題がまた出てれば、佐屋駅でももしかしたら何かまた検討しなければならない事案が出てくる可能性もございますので、そういったことは十分に議員も御理解いただけたらと思いますけれども、そういったことで答弁させていただいていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

#### ○４番（河合克平君）

財政以外のことで云々ということは僕は聞いていないんだけど、財政の問題で、それが障壁になって計画が進まないということはないですよということを聞いてきたわけなので、そういった点では、そのように財政のことが障壁となって進まないということではないということの認識でいいですよ。そのほかのことについて進まないことは確かにありますけど、財政の問題で進まないという、そういうことではないということですか。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

先ほど市長申し上げたとおりのいろんな課題等もあるかと思いますが、そういったことも、財政のことも含めて進めていくことになろうかと思っております。以上でございます。

#### ○４番（河合克平君）

今回ずっと質問をしてきて、ぐずぐず話をしたんですけども、老朽化対策の問題や、あと佐屋駅の問題などについて計画があつて、それが進められるかどうかというところでいうと、非常に財政的な問題が問題になってくるんじゃないかということで確認をしておりました。

道の駅の周辺整備については、愛西市の将来のことを考えるならば、今回今大きな負担となっている状況もありますので、費用対効果を考えて、またPDCAサイクルを考えると、この計画を一旦凍結して、再度練り直しをするべきではないかということを思うわけですが、この道の駅についてしっかりと、再度確認ですけれども、この道の駅の事業を凍結して練り直すというようなことについて考えはないでしょうか、お願いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

道の駅事業、もうこの８年にはグランドオープンということで考えて今私どもは進んでおります。冒頭からずっとお話をさせていただいているように、既存の施設、既存の資源を生かして、ここを観光拠点として内外に広く愛西市を知っていただく、その拠点として、今私どもはこの事業に取り組んでおります。今立ち止まるということは、私どものほうは考えておりません。以上です。

#### ○４番（河合克平君）

今すぐ立ち止まるべきだというふうに考えますし、そういうつもりはないというのは平行線ですのでそれ以上言いませんが、そのように私たちは引き続き求めていきたいというふうに考えています。

佐屋駅の問題について、ちょっとほかのところでもう時間がなくなってしまったのであれなんですが、佐屋駅の周辺整備の問題でこれだけは聞いておきたいというのがありますので聞きたいと思いますが、佐屋駅の周辺整備の計画については、西側と東側と駅広場を造るということがあります。東側についても広場は造るんですけども、それについては東側の入り口から乗降口が造られないという計画になっていますが、そのことについてどのように考えられているのか、東側の乗降口についてどのように考えられているのか、教えてください。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

本基本計画（案）における駅東側の整備計画では、道路事業といたしまして、集約された駐輪場や駅西側の駅前広場を補完する駅前ロータリーの整備、あと地域住民の交流の場、あと駅利用者の滞留の場として公園の整備を行う内容となっており、今、駅東側の改札口の計画はございません。

なお、パブリックコメントや事業説明会において、市民の皆様から、駅利用者のさらなる利便性や安全性を考慮し、駅東側の改札口の設置を望む声は多くございました。駅東側に新たな改札口の設置を実現するためには、鉄道事業者の経営方針に左右されるところでございます。

次年度の基本設計におきましては、市民の皆様からの駅東側の改札口に関する御意見や御要望を踏まえまして、鉄道事業者と共に改札口の必要性を検証した上で、慎重な協議・検討を行いたいというふうに考えております。以上です。

#### ○４番（河合克平君）

今回のものについては東側に自転車置場を造るということがありますので、踏切上の安全対策も必要なことでありますし、また佐屋駅については、北側に抜ける道を造る等々ありますので、新たな危険性ということが非常に出てくる可能性もある計画でもあります。

西側に広場を造るということについては、ずっとこの間私も求めてきたところでもありますし、西側の広場については、これについては進めていかないといけないということについては考えますし、雨の日の渋滞等についても、渋滞等、車と歩行者が入れ違う、そういう危険性についても減るという状況でもありますので、これについてはぜひ進めていただきたいというふうに考えます。

また、ふん害についても、今実はふんが、というか鳥がほとんどいなくて、なぜいなくなったのかというのはまた確認せないかんですが、風害についても、この問題についても、市として来年も同じような状況が起こるかというふうに思いますので、考えていつていただきたいですし、これはカモメが何人もおるところですけど、ふんが真っ白になっているところですが、こういったことも併せて考えてほしいですし、横断歩道の対策についても、非常に見通しがいいところではありますけれども、スピードが出る状況がありますので、さらなる安全対策をしていただけるようお願いをしたいということで今回は取り上げましたので、またそれぞれ考えていただきたいというふうに考えます。

今日は道の駅の周辺整備の事業が愛西市の財政にどのような影響があるのかということについてお話をしました。実は、借金返済が20億だという話はしましたがけれども、20億が2回返せ

ば40億になります。愛西市の様々な計画、また施設等について、事業についてどう行っていけるのかということについては、十分力があるというふうに思いますので、そういった点では今後もしっかりと計画を、財政を理由にして進めないということのないようお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（近藤 武君）

4番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時50分といたします。

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位13番の17番・高松幸雄議員の質問を許します。

高松幸雄議員。

○17番（高松幸雄君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、大項目1つ目、物価高騰対策のための重点支援地方交付金の効果的な活用を。大項目2つ目、令和7年4月からの下水道使用料の改定について、大項目3つ目、がん患者へのアピアランスケア事業の拡充をの3点について質問をさせていただきます。

まず、大項目1つ目の物価高騰対策のための重点支援地方交付金の効果的な活用についてを御質問させていただきます。

日本の経済は、賃上げと投資が引き寄せる成長型経済への転換期にあります。一方、長期に及ぶ物価高騰は家計や事業活動に深刻な負担を与えており、今こそ税収増などの成果を適切に還元し、国民生活を下支えするとともに、持続的な賃上げの取組を加速させ、経済の好循環をつくり上げていくことが重要であります。

政府が決定した2024年度補正予算には、地域の実情に応じたきめ細かい支援の財源として、自治体が独自に活用ができる重点支援地方交付金が追加され、愛西市には1億5,204万円が交付されました。

本市としても、この交付金を効果的に活用し、将来が見通せない物価高騰から市民の生活を守り、経済の確実な回復を実現するため、迅速に実行しなければなりません。これまで本市は、交付金活用により、物価高騰対策として小・中学校の給食費補助、保育所等の副食費等支援、水道料金の基本料減免などを行っていただき、市民の方から喜びの声が多くありました。

私たち公明党あいさいは、低所得世帯を対象にした3万円給付と子供1人当たり2万円加算の迅速な支給を目指すこと、学校の給食や教材費など保護者の負担軽減による生活支援を図ること、水道料金の減免を図ることなど、物価高騰への対策に関する要望書を日永市長に提出させていただきました。

そこで、住民税非課税世帯への物価高騰対応重点支援給付金、こども加算を含む対象者の給

付方法と給付時期についてをまずお尋ねいたします。また、生活保護世帯は給付の対象になるのでしょうか、お尋ねします。

次に、本市が物価高騰対策対応として実施する、柔軟に活用できる内容というのはどんなところがあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、大項目2つ目、令和7年4月からの下水道使用料の改定についてを質問いたします。

1月28日、埼玉県八潮市の県道交差点において大規模な道路の陥没事故が発生しました。発生して1か月以上経過しますが、安否不明のトラック運転手男性救助のめどはいまだ立っておらず、復旧作業が進んでいない状況であります。この事故に伴い、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

今回の事故の要因は、県の流域下水道管の破損に起因するとされており、道路陥没拡大のおそれから、現場周辺は避難区域等に設定され、また下水道の使用自粛が呼びかけられるなど地域全体に大きな影響が発生いたしました。下水道管の腐食、軟弱な地盤の状況など様々な要因が絡み合った結果だと言われています。

さらに、2月11日には、千葉県大網白里市において水道管が破損し、道路が陥没する事例が発生しました。こうした事故はこれまで全国で発生しており、これらはいずれも管などの施設の老朽化等が原因であり、インフラ老朽化対策の重要性について改めて認識するきっかけとなったと考えております。

本市においても、人口減少に伴う収入減少が見込まれる中、上水道、下水道ともに老朽化した施設や管路を適切に維持・更新し、災害対策を行うことが急務であり、そのため、特に企業会計において、独立採算の原則から、その財源確保策として使用料の見直しを行うことは、市民にとっては生活コストが上昇し、大変に厳しい判断ではありますが、やむを得ない必要な措置であると私は考えております。

令和6年3月議会において、愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正が議決されました。農業集落排水というのは、農村地域の生活環境向上や農業用の用水の水質保全などを目的に、各家庭のトイレやお風呂などから出た汚水を下水道管を通じて処理場に集め、汚水処理を行った後、川に放流するための施設のことです。

この条例改正は、健全な下水道事業を運営する観点から、必要な財源の確保及び農業集落排水事業やコミュニティプラント整備事業等の使用料の見直しを行うものです。コミュニティプラントとは、下水道の計画区域以外の地域における、し尿及び生活雑排水を併せて処理する小規模の下水処理施設のことで、その主な改正内容として5つのポイントが上げられていました。

まず1つ目が基本使用料を統一する。2つ目が従量使用料を5段階に設定する。3つ目が一時使用の使用料を設定する。4つ目が維持管理分担金を廃止する。5つ目が温泉や井戸、簡易水道を使用する対象者について使用料を統一するというものであります。

この改定内容は、令和5年度に開催されました愛西市下水道使用料等検討委員会の答申に従ったものとなっておりますけれども、この答申には、特に下水道使用料の値上げは市民生活に直結するため、実施までに十分な周知期間を設けて、市民への丁寧な説明を努められたいとい

う附帯意見が付されています。

そこで、2点質問をいたします。

まず1点目、昨年3月議会で条例改正が認められて以来、市民に対し、これらの改定内容について、まずどのような方法で周知を行ってこられたのかをお尋ねいたします。

次に、2点目、農業集落排水事業等の維持管理分担金の取扱いについてです。

維持管理分担金とは、宅地内に公共汚水ますが設置されていますが、実際には農業集落排水等に接続していない世帯を対象に排水施設の維持管理に要する費用として徴収されるもので、改定後はこれが廃止されることになります。

そこで、維持管理分担金の対象世帯に対し、令和7年4月以降徴収しないことについて、どのような方法で周知を行ってこられたのか、お尋ねをいたします。

また、現在、維持管理分担金の徴収対象となる世帯数と、そのうち滞納されている世帯があれば、その世帯数をお尋ねいたします。

次に、大項目3つ目のがん患者へのアピアランスケア事業の拡充をについて質問をいたします。

前にも議会で質問させていただきましたけれども、アピアランスケアとは、がん患者の外見、要は身だしなみを整える行為を支援することを意味していきまして、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減する役目を果たしています。

愛知県は、令和4年度の予算でがん患者のアピアランスケアを支援する推進をすることを決め、がん患者が医療用ウィッグや乳房補正具を購入する際に費用の一部を補助する市町村に対して財政支援を始めました。医療用ウィッグの購入費用や人工乳房の購入費が数万円から数十万円と高額で、保険適用がなく、自己負担になるので経済的に負担が大きくなります。アピアランスケア事業は、新たに補助制度を設けた市町村に住む患者は、かかった費用のうちの半額、上限2万円ですけれども、補助を受けられます。

本市でも、令和4年3月議会の一般質問から実現しましたことを感謝いたしております。しかし、現在の制度では、エピテーゼはアピアランス事業の補助対象にはなりません。がん治療の副作用で眼球や頬、鼻、耳などを欠損した際、医療用具としてその部分に取り付ける人工物のことをエピテーゼといいます。人から最も見られる顔の欠損への支援が漏れているということは、私は問題じゃないかと思っています。

例えば、外出前、何をしてから家を出ますか。服装を整え、整髪し、女性の場合は化粧してから出ていくというのが一般的ではないでしょうか。いずれにせよ、鏡の前に一度は立って確認しませんか。男女そこにかかる時間、重用する度合いは違いますけれども、見た目を気にして、特にどのように映るかを気にしませんか。服装、髪、顔など他人に与える印象で当人の気分、他人からの評価に違いが出てきます。健常者でさえ気にすることですので、がん患者が治療の副作用によって体に変化が現れた場合の精神・身体的負い目は小さくなく、その後の生活行動に影響を及ぼすことは間違いありません。

アピアランスについて、他人の第一印象で重要視しているところはどこですかとある雑誌が

行ったアンケートでは、半数以上の割合で顔という結果が出ました。普通に考えると、第一印象でまず視線が行くところは顔の部分ではないでしょうか。

がん患者のアピアランスケア事業では、ウィッグや乳房補正のみを愛知県は対象にしています。顔面損傷部位に対する支援は、アピアランスケアという観点で非常に大切だと私は考えます。困っている人を助ける観点で、エピテーゼをアピアランスケアの対象に拡充することが必要ではないでしょうか。

そこで、愛知県でがん患者へのアピアランスケア事業を実施している自治体がまずどのくらいあるのかお尋ねいたします。また、本市でアピアランスケア補助事業を利用した人の数と利用者からの声があれば教えてください。

最後に、アピアランスケア事業に医療用ウィッグや乳房補正具の購入の一部を補助する事業を拡大し、治療により失われた顔の一部を再現するエピテーゼを支援の対象に拡充する考えはないか、お尋ねをいたします。

以上、一括質問になります。御答弁よろしくお願いいたします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、私からは大項目の1点目、物価高対策のための重点支援地方交付金の効果的な活用について答弁させていただきます。

住民税非課税世帯への物価高対応重点支援給付金対象者の給付方法と支援時期であります。令和5年度、令和6年度の非課税世帯への給付金において、口座等の情報がある場合は、その口座に3月上旬に支給します。口座情報が分からない世帯には、2月21日付で書類を送付しており、転入や未申告世帯については3月中に届くように準備をしております。給付については、受付から30日を目安に支給をし、締切りは令和7年5月30日です。

続いて、生活保護世帯は給付の対象になるかという御質問でしたが、非課税世帯であれば対象になります。以上です。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

引き続き、大項目1点目の物価高騰対応について、市が実施する令和7年度当初予算について御答弁をさせていただきます。

エネルギーや食料品価格などの物価高騰の影響を受けた市民と事業者を支援するため、上水道の基本料金を令和7年4月から4か月間免除・補助する事業、同じく令和7年4月から4か月間、市内在住の小・中学生の給食費を無償化するため、市が一般財源を活用し、独自事業として実施している愛西市立中学校生徒の給食費の無償化の対象とならない市内在住の小・中学校児童・生徒の給食費の無償化または無償化相当分の補助を行う事業を提案しております。

また、臨時交付金は充当しておりませんが、令和6年度補正予算では、愛知県との共同事業として、物価高騰においても、給食費を据え置く民間保育所等に対し、令和6年10月から6か月間、食材費を補助する事業を提案しております。以上です。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

私からは、大項目2点目の令和7年4月からの下水道使用料の改定について御答弁させてい

たきます。

最初に、令和6年3月定例会での下水道の使用料等に関する条例の改正内容について、市民にどのような方法で周知しているかについてです。

市民の皆様に御理解をいただくために、令和5年度に開催しました愛西市下水道使用料等検討委員会での審議内容を市ホームページに掲載いたしました。また、令和5年9月と令和6年2月には、その内容をチラシにして、対象区域に全戸配布いたしました。下水道使用料の改定に関する情報については、令和6年5月号、8月号及び12月号の広報「あいさい」に掲載し、市民の皆様に周知しております。

次に、維持管理分担金の対象世帯に対して、令和7年4月以降徴収しないことをどのような方法で周知しているかについてです。

維持管理分担金の廃止についても、下水道使用料の改定に関する情報と併せ、広報「あいさい」で周知しております。

次に、維持管理分担金の対象世帯と、そのうち滞納世帯の状況についてです。

令和5年度末実績において、農業集落排水維持管理分担金は、対象世帯数340戸に対して、滞納世帯数は79戸、滞納金額は262万6,975円になります。

コミュニティプラント維持管理分担金は、対象世帯数36戸に対して、滞納世帯数は11戸、滞納金額は33万540円になります。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

私からは大項目3点目、がん患者へのアピアランスケア事業についてお答えします。

愛知県では、53の自治体がアピアランスケア事業を実施しています。

続きまして、本市でアピアランスケア支援事業を利用した人数は、令和4年度で20人、令和5年度26人、令和6年度は2月12日現在となりますが、31人であり、年々増加しています。

利用者からは、がんによる外見等の変化を補うためのウィッグや補装具は高額なものが多く、補助があることで精神的な負担の軽減に加え、経済的にも助かるとの声がありました。

次に、エピテーゼを加え、支援拡充をする考えについてお答えします。

本市のアピアランスケア支援事業は、愛知県の補助事業を活用し実施しています。支援対象の拡大については、県の補助対象の動向を確認するとともに、補助の必要性等を考慮した上で判断したいと考えます。以上です。

#### ○17番（高松幸雄君）

御答弁ありがとうございました。

住民税非課税世帯への物価高騰重点支援給付金対象者の給付方法と支給時期については、今までもやっていますので、口座等の情報がある場合は、もう3月上旬自体、もうすぐだと思えますけれども、口座に振り込まれると。そうでない方については、2月21日付で書類を送付。転入や申請について、3月中旬には届くように準備しているということでありました。

また、生活保護世帯については、非課税世帯であれば給付の対象になるということですね。ありがとうございます。

また、私たち公明党あいさいが要望していました水道料金基本料金を令和7年4月から4か月免除・補助する事業と、令和7年4月からの4か月間、市内在住の小・中学生の給食費を無償化することが令和7年度の当初予算として盛り込まれたことに対して感謝いたします。ありがとうございます。

アピアランスケア事業については、公明党が提案した、がん患者へのアピアランスケア事業を実施している自治体について、今現在53自治体あるということで、愛知県内のほとんどの自治体が実施できることになったことにも感謝いたしております。

本市でアピアランスケア補助事業を利用した人については、令和4年度から始まったわけですが、最初は20人だったんですが、令和5年度は26人、令和6年度は31人ですね。年々増加しているということで、潜在的にやっぱり今まで声が上がらなかった人がどんどん出てきているんじゃないかというふうに私は思います。利用者から、補助があることで精神的な負担の軽減に加えて、経済的にも助かるという声も本当にうれしい答えになっています。

しかし、今言ったアピアランスケア事業にエピテーゼ、そのことが対象になっていないということが分かりました。本当にこのことを拡充することについては、愛知県の補助事業の動向を確認してから、補助の必要性を考慮して判断したいという御答弁をいただきました。本当にこのことについても、潜在的に本当にいらっしゃるんですけども、なかなかそういった方々は声を高らかにして言うことが難しいということがあると思います。ぜひともこれも実現、予算的には僕、そんなにもうこれ以上かからないと思いますので、ぜひともそういった少人数かもしれませんが、そういう人たちをまた救ってあげるということも大事だと思います。ぜひとも実現することを期待しております。

物価高騰対策のための重点支援地方交付金の効果的な活用をとがん患者へのアピアランスケア事業の拡充については再質問がありませんので、令和7年4月から下水道使用料の改定についての再質問をさせていただきます。

1点目の市民への周知について、下水道使用料等は市民生活に直結するものであります。ぜひ市民の皆さんに改定内容が御理解いただけるよう周知に努めていただけるようお願いを申し上げます。

次に、2点目、維持管理分担金については、農業集落排水維持管理分担金は、対象世帯数が340戸に対して、滞納世帯数が79戸ということでございます。コミュニティプラント維持管理分担金は、対象世帯が36戸に対して、滞納世帯が11戸あるということが御答弁から分かりました。

本市としては、地区全体で排水施設を維持管理していくとの考えの下、維持管理分担金を徴収してこられました。もちろん対象世帯には制度の趣旨について御理解をいただくよう努めてこられたことかとは思いますが。

そうした中、滞納される世帯があるということで、分担金をきちんと納付されている世帯の皆さんにとって、分担金を支払っているのに不公平だ、損だと思われてはいけません。そのため、滞納されている世帯に対する働きかけが重要になってまいります。特に、この4月以降は、

分担金制度の廃止によって分担金を滞納する世帯に2か月に1回の納付書が届かなくなってしまふことから、滞納しているという意識が低下してしまうのではないかと危惧をしております。

そこで、維持管理分担金を滞納している世帯に対して、この4月以降は、本市としてどのように納付をお願いしていくのかをお尋ねさせていただきます。お願いいたします。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

滞納分の徴収につきましては、催告書を郵送いたします。それでも納付いただけない場合には、最終的には法的手段により差押えを行い、徴収することになります。ただし、経済的に納付困難な状況にある世帯に対しましては、分割等の相談にも応じ、対応してまいります。以上です。

#### ○17番（高松幸雄君）

ありがとうございます。

滞納世帯の方には納付していただけるようにこれからも取り組んでいただきたいと思います。また、経済的に納付困難な状況にある方には、威圧的ではなくて、しっかりと話を聞いていただいて対応していただけるよう、これもお願いいたしたいと思います。

次に、温泉や井戸、簡易水道等の使用に伴う使用料の加算についてですけれども、今回の下水道使用料の改定前は、佐屋、立田地区の温泉並びに井戸水利用の場合のみの使用料が加算されていました。しかし、改定後は、佐屋、立田、八開地区の温泉や井戸水、さらには簡易水道で使用了た水を農業集落排水等に流した場合についても使用料の加算対象となります。しかし、井戸水や簡易水道などの上水以外を農業集落排水等に流している世帯は、これまで使用料の加算対象ではなかったことから、本市ではその状況を把握していませんでしたが、今後はその状況を把握していく必要があるわけです。

そこで、この4月から下水道使用料等の改正に伴い、必要となる上水以外の井戸水や簡易水道からの農業集落排水等への接続状況について、本市ではどのように把握していくのか。また、維持管理分担金の廃止に伴って、分担金の対象世帯については4月以降徴収が行われなくなりますけれども、こうした世帯についても、農業集落排水等への接続がしていないかどうか確認が必要ではないかと思いますが、本市としてどのように確認しているのか、調査の実施方法と調査結果についてをお尋ねさせていただきます。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

下水道使用料改定の準備期間であります今年度に、八開区域においては、定額制から水量制への改定に伴い、水道水以外の水を使用した場合に1人当たり6立方メートル、水道水と併用した場合に1人当たり3立方メートルの水量が使用料に加算されますので、井戸水及び簡易水道が公共汚水ますへ排水されているか確認する必要がございました。そのため、使用している世帯数454戸を対象に、委託業者並びに下水道課職員により戸別訪問での現地調査を実施いたしました。うち73戸は水道水と併用して使用していることが確認されました。

また、佐屋、立田及び八開区域の維持管理分担金賦課世帯数405戸を対象に、下水道課職員により公共ますへの接続の有無を確認するため、戸別訪問を実施いたしました。うち2戸の接

続が確認されました。以上です。

○ 17 番（高松幸雄君）

ありがとうございました。

委託でやっているんですけど、職員の方も努力されてということで戸別訪問をされたということで、本当にありがたく思っています。その中で2戸の接続が確認されたという御答弁がございました。

それでは、調査の結果、農業集落排水等に未申請で接続していたケースというのがあったのかどうか。ありましたら何件あったのかということをお尋ねいたします。

○上下水道部長（山田英穂君）

未申請で農業集落排水の公共汚水ますへの接続は2件ございました。確認後は適切に徴収事務を行っております。以上です。

○ 17 番（高松幸雄君）

2件あったという御回答をいただきましたけれども、その確認の後は適切に徴収事務を行っていただいたということでよかったなというふうに思っています。

農業集落排水への未申請で接続をされていた事例が2件あったわけですが、本市としては、一斉調査を行って初めて判明したことであって、このタイミングでもし調査を行わなかったら見逃されていたということになるんですが、そこで本市として、今回の調査で未申請で無断接続があった調査結果をどう評価しますか、お尋ねいたします。

○上下水道部長（山田英穂君）

令和7年4月から農業集落排水等の下水道使用料は統一されます。今回の現地調査により利用実態を把握することができ、条例を遵守した公平な使用料徴収を行うことができると評価しております。以上です。

○ 17 番（高松幸雄君）

では、農業集落排水等に未申請で無断接続が行われた場合は、市民や本市にどのような影響が出てくるのか、被害があるのか、そういったことを考えますけれども、お答えください。

○上下水道部長（山田英穂君）

本市の下水道事業は、地方公営企業法の一部を適用し、下水道使用料で賄う独立採算制を原則としております。無断で下水道へ排水された場合、使用料を徴収できないため、利用者へ不公平が発生し、下水道事業会計の経営を圧迫することになります。

また、未申請ですと、接続工事前の書類審査や工事完了後の検査を受けずに管路施設等が使用されるので、排水等の流れが悪くなるおそれがあり、原状回復のため、ほかの利用者に不便をかけることが考えられます。以上です。

○ 17 番（高松幸雄君）

集落排水等に未申請で無断接続が結果的に市の財政に悪影響を与えるということ、さらに下水の構造上の観点でも大きな課題の要因になることが分かりました。

最後に、今後無断接続を行った世帯や事業者に対しては、本市ではどのような対応を取って

いくのか、お尋ねいたします。

○上下水道部長（山田英穂君）

無断接続が発覚した場合は、その原因者に対して、接続した時期を調査し、遡って下水道使用料を徴収させていただきます。

無断接続の未然防止については、市ホームページへの掲載により周知しておりますが、今後広報「あいさい」へも掲載したいと考えております。また、今回現地調査をしたように、定期的に確認が必要であると考えております。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

よろしくお願いいたします。

令和7年4月から下水道使用料の改正は行われます。これは健全な下水道事業を運営する観点から、必要な財源確保のためということでは十分に理解はできますけれども、市民の皆さんの生活に直結するものでもあります。特に、物価高騰が続く中、日常生活にかかるコストが増加することは市民の皆さんに大変な御苦勞をおかけすることになります。こうした中でも、市民の皆様には、接続を申請し、適正な下水道使用料を御負担いただいております。必要な料金体系の統一を行うに当たり、市民の皆様には不公平感が抱かれるようなことがあってはなりません。引き続き公平な下水道使用料等の賦課徴収に御尽力をいただけることをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

17番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月10日午前9時30分より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時26分 散会